

# さいたま市告示一覧

（ 令和2年3月1日から  
同月15日まで ）

## 【目次】

- |       |                               |                         |
|-------|-------------------------------|-------------------------|
| 第355号 | 選挙権を有する者の100分の1の数             | 【総務局総務部行政透明推進課】         |
| 第356号 | 下水道排水設備指定工事店の指定               | 【建設局下水道部下水道維持管理課】       |
| 第357号 | 土地区画整理審議会委員選挙の候補者             | 【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】 |
| 第358号 | 土地区画整理審議会委員選挙の投票を行わない件        | 【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】 |
| 第359号 | 指定緊急避難場所の指定変更                 | 【総務局危機管理部防災課】           |
| 第360号 | 市が実施する一般競争入札                  | 【財政局契約管理部契約課】           |
| 第361号 | 市が実施する一般競争入札                  | 【財政局契約管理部契約課】           |
| 第362号 | 市が実施する一般競争入札                  | 【財政局契約管理部契約課】           |
| 第363号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】  |
| 第364号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局南部建設事務所建築指導課】       |
| 第365号 | 居宅サービス等を行う事業者又は施設の指定          | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】       |
| 第366号 | 第1号事業者の指定                     | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】       |
| 第367号 | 屋外広告物の保管                      | 【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】    |
| 第368号 | 農用地利用集積計画を定めた件                | 【経済局農業政策部農業政策課】         |
| 第369号 | 市が実施する一般競争入札                  | 【経済局商工観光部商業振興課】         |
| 第370号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局南部建設事務所建築指導課】       |
| 第371号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局南部建設事務所建築指導課】       |
| 第372号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局南部建設事務所建築指導課】       |

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

- 第373号 個人情報取扱事務に係る届出  
【総務局総務部行政透明推進課】
- 第374号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請  
【スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部】
- 第375号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請  
【スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部】
- 第376号 市が実施する一般競争入札  
【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
- 第377号 居宅サービス等を行う事業者又は施設の指定  
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第378号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定  
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第379号 放置バイクの撤去及び保管  
【見沼区役所くらし応援室】
- 第380号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第381号 動物の収容  
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第382号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請  
【経済局商工観光部労働政策課】
- 第383号 市の徴収金に関する書類の公示送達  
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第384号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止  
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第385号 環境影響評価事後調査書の提出及び縦覧の場所等  
【環境局環境共生部環境対策課】
- 第386号 放置自転車等の撤去及び保管  
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第387号 市が実施する一般競争入札  
【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
- 第388号 都市公園の供用開始  
【都市局都市計画部都市公園課】
- 第389号 さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱の一部を改正する告示  
【経済局商工観光部産業展開推進課】
- 第390号 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出及び縦覧の場所等  
【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】
- 第391号 土地区画整理審議会委員選挙の当選人  
【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】
- 第392号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第393号 個人の市民税の申告期限の延長  
【財政局税務部市民税課】

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

- |       |                               |                        |
|-------|-------------------------------|------------------------|
| 第394号 | 大規模小売店舗の変更の届出                 | 【経済局商工観光部商業振興課】        |
| 第395号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請        | 【経済局商工観光部経済政策課】        |
| 第396号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達              | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】      |
| 第397号 | 市が実施する一般競争入札                  | 【経済局商工観光部観光国際課】        |
| 第398号 | 市が実施する一般競争入札                  | 【教育委員会事務局管理部教育財務課】     |
| 第399号 | 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認         | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】     |
| 第400号 | 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認の辞退      | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】     |
| 第401号 | 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認の辞退      | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】     |
| 第402号 | 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認の辞退      | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】     |
| 第403号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第404号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第405号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第406号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第407号 | 国民健康保険の被保険者証等の無効              | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】      |
| 第408号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達              | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】      |
| 第409号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達              | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】      |
| 第410号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第411号 | 動物の収容                         | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第412号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】      |
| 第413号 | 居宅サービス等を行う事業者又は施設の指定          | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】      |
| 第414号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

- |       |                           |                              |
|-------|---------------------------|------------------------------|
| 第415号 | 開発行為に関する工事の完了             | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】       |
| 第416号 | 大規模小売店舗の変更の届出             | 【経済局商工観光部商業振興課】              |
| 第417号 | 大規模小売店舗の変更の届出             | 【経済局商工観光部商業振興課】              |
| 第418号 | 開発行為に関する工事の完了             | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】       |
| 第419号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請    | 【経済局商工観光部経済政策課】              |
| 第420号 | 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出があった件   | 【都市局まちづくり推進部市街地整備課】          |
| 第421号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達          | 【保健福祉局福祉部年金医療課】              |
| 第422号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の指定    | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第423号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出    | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第424号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出    | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第425号 | 指定自立支援医療機関（育成・更生）の変更の届出   | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第426号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の変更の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第427号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の新規の指定 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第428号 | 都市計画事業の認可に係る図書の写しの縦覧      | 【建設局土木部広域道路推進室】              |
| 第429号 | 都市計画事業の認可に係る図書の写しの縦覧      | 【建設局土木部広域道路推進室】              |
| 第430号 | 都市計画事業の認可に係る図書の写しの縦覧      | 【建設局土木部広域道路推進室】              |
| 第431号 | 放置自転車等の撤去及び保管             | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |
| 第432号 | 開発行為に関する工事の完了             | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】       |
| 第433号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達          | 【財政局北部市税事務所納税課】              |
| 第434号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請    | 【経済局商工観光部観光国際課】              |

**さいたま市告示第355号**

さいたま市議会資産等公開審査会条例（平成15年さいたま市条例第44号）第3条第1項の規定に基づく審査の申出をするのに必要な者の数について、次のとおり告示する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 さいたま市議会資産等公開審査会条例第3条第1項に規定する選挙権を有する者の100分の1の数

10,846人

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課情報提供係

(2) 電話 048(829)1117

さいたま市告示第356号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第939号	株式会社 あまぬま	桶川市南2丁目5番21号	天沼 毅大

2 指定基準

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 埼玉県内に営業所があること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 工事業者（法人にあっては代表者）が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 工事業者（法人にあっては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ウ 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - オ 法人で、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある者

3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間 令和2年3月1日から令和6年3月31日まで

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- (2) 電話 048（829）1559

**さいたま市告示第357号**

令和2年3月8日に実施するさいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により、届出のあった候補者は次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定により公告する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 所有権者が選挙すべき委員の候補者  
（省略）

2 借地権者が選挙すべき委員の候補者  
（省略）

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所区画整理係

(2) 電話 048（778）8462

**さいたま市告示第358号**

令和2年3月8日に実施予定のさいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理審議会委員選挙について、所有者および借地権者の候補者数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、選挙を行わない。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 連絡先

- (1) 担当 さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所区画整理係
- (2) 電話 048（778）8462



**さいたま市告示第359号**

災害対策基本法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所について、次のとおり指定内容を変更したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定内容変更日

令和2年3月1日

2 指定内容変更箇所

別紙のとおり

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局危機管理部防災課防災対策係

(2) 電話 048（829）1127

## 指定緊急避難場所名・住所・変更内容一覧

場所名	住所	変更前の災害種別	変更後の災害種別
指扇小学校	さいたま市西区西大宮1-49-6	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
大宮西小学校	さいたま市西区三橋5-1359	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
宮前小学校	さいたま市西区宮前町341	地震、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
指扇北小学校	さいたま市西区大字中釘1506-1	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
指扇中学校	さいたま市西区西大宮3-31-1	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水、崖崩れ
宮前中学校	さいたま市西区宮前町1467-1	地震、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
土屋中学校	さいたま市西区大字土屋1766-1	地震、崖崩れ	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ
三橋中学校	さいたま市大宮区三橋1-1300	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
大宮西高等学校	さいたま市大宮区三橋4-96	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
見沼小学校	さいたま市見沼区東大宮2-45	地震、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
蓮沼小学校	さいたま市見沼区大字蓮沼1070	地震、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
与野八幡小学校	さいたま市中央区本町東5-23-14	地震、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
与野東中学校	さいたま市中央区下落合3-21-10	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
土合小学校	さいたま市桜区西堀7-21-1	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
中島小学校	さいたま市桜区中島1-28-1	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
西浦和小学校	さいたま市南区曲本1-3-5	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
辻小学校	さいたま市南区辻6-3-28	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
文蔵小学校	さいたま市南区文蔵5-16-29	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
沼影小学校	さいたま市南区沼影2-8-36	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ

浦和大里小学校	さいたま市南区別所7-14-28	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
向小学校	さいたま市南区大谷口5437	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水、崖崩れ
辻南小学校	さいたま市南区辻8-7-32	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
南浦和中学校	さいたま市南区辻6-1-33	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
内谷中学校	さいたま市南区内谷6-10-1	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
浦和南高等学校	さいたま市南区辻6-5-31	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
川通小学校	さいたま市岩槻区大野島422-1	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
城北小学校	さいたま市岩槻区岩槻6619	地震、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
上里小学校	さいたま市岩槻区上里2-2	地震、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
川通中学校	さいたま市岩槻区長宮435	地震、洪水(校舎3階以上)、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
城北中学校	さいたま市岩槻区本宿392-1	地震、崖崩れ	地震、洪水(校舎2階以上)、崖崩れ
西原中学校	さいたま市岩槻区岩槻3750	地震、崖崩れ	地震、洪水、崖崩れ

## さいたま市告示第360号

さいたま市の発注する「宝来運動公園野球場外災害復旧工事」ほか6件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定

めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

## 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事

ごとに別に定める。

- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数



制限を行う。

- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-3473-5							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	宝来運動公園野球場外災害復旧工事							
工事場所	さいたま市西区大字宝来地内外							
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで							
概要	基盤整備一式 残土処理工一式 グラウンド・コート整備一式 グラウンド・コート施設修繕一式							
予定価格（税込）	56,870,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午前11時00分							
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から						
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課 電話 048-646-3179							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-3473-6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	西遊馬公園野球場外災害復旧工事								
工事場所	さいたま市西区大字西遊馬地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで								
概要	グラウンド・コート整備一式 グラウンド・コート施設修繕一式								
予定価格（税込）	30,272,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午前11時10分								
参加資格	名簿掲載業種等	造園工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から							
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課 電話 048-646-3179								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-4256-6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	公園ポンプ場外合流改善スクリーン遠隔監視システム更新工事（下維-R1-P15）								
工事場所	さいたま市大宮区寿能町2-466-1外								
履行期間	契約確定の日から令和2年9月30日まで								
概要	合流改善スクリーン遠隔監視システム更新一式								
予定価格（税込）	15,752,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午前11時20分								
参加資格	名簿登載業種等	機械器具設置工事業 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。							
	所在地区分	-							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の機械器具設置工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から							
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局下水道部下水道維持管理課 電話 048-829-1561								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-4368-40								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	小溝調整池No. 1排水ポンプ交換工事（北河R2）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字小溝地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年11月30日まで								
概要	排水ポンプ（φ300、12m <sup>3</sup> /min、6.2m、22kW）1台 制御盤（自立型、ポンプ22kW×2台）1面								
予定価格（税込）	14,839,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午前11時30分								
参加資格	名簿掲載業種等	機械器具設置工事業 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から							
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないとできない。</li> <li>・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-4465-54								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R2市道J384号線）								
工事場所	さいたま市浦和区領家3丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和2年6月30日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長252.0m 幅員6.9m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）22㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）1770㎡ 基層（再生粗粒度As-20、t=7cm）1770㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1730㎡ 半たわみ性舗装（開粒度As-13、t=5cm、セメントミルク浸透、超速硬型）54㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後3時30分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から							
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないとできない。</li> <li>・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-4465-55								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R2一般県道曲本さいたま線）								
工事場所	さいたま市南区沼影1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和2年7月15日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長135.0m 幅員8.0~9.0m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）270㎡（切削深さt=12cm）21㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）975㎡ 中間層（再生粗粒度As-20、t=7cm）975㎡ 表層（ポラスAs-13、t=5cm）1100㎡（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）162㎡ 薄層カラー舗装一式 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後3時40分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から							
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないとできない。</li> <li>・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-4387-80								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大成排水区下水道工事（北建-R1-2004）								
工事場所	さいたま市北区大成町4丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年9月30日まで								
概要	延長66.3m 管きょ工 開削（φ100mm、ポリエチレン管）8.3m（φ150mm、ポリエチレン管）49.1m（φ250mm、硬質塩ビ管）8.9m マンホール工 コンクリート製ブロック2号マンホール3箇所 付帯工一式 マンホールポンプ工一式								
予定価格（税込）	77,583,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後3時50分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は桜区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から							
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。</li> <li>・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								



## さいたま市告示第361号

さいたま市の発注する「新浦和橋耐震補強及び補修工事その4」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
  - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
  - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
  - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
  - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
  - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
  - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
  - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
  - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
  - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
  - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
  - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
  - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
  - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

#### 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-4456-67							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	新浦和橋耐震補強及び補修工事その4							
工事場所	さいたま市浦和区常盤2丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和2年12月28日まで							
概要	RC巻立て工1橋脚 炭素繊維シート巻立て工1橋脚 水平力分担構造設置工15基 横変位拘束構造設置工2基 コンクリート突起設置工19箇所 縁端拡幅工1橋脚 下部工補修工一式 付帯工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	224,807,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後3時10分							
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成21年度以降、橋梁の耐震補強工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から						
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。</li> <li>・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。</li> <li>・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-4356-138								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	宮前第二高架橋耐震補強工事（その1）								
工事場所	さいたま市西区宮前町地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年12月28日まで								
概要	落橋防止装置工8基 横変位拘束構造工5基 橋脚RC巻立て工1脚 支承取替工13基								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後4時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成21年度以降、橋梁の耐震補強工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から							
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。</li> <li>・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。</li> <li>・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								



## さいたま市告示第362号

さいたま市の発注する「流域貯留浸透施設詳細設計業務（北河R2）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

## 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年3月1日から同月15日まで）

契約整理番号	31-4368-38						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	流域貯留浸透施設詳細設計業務（北河R2）						
業務場所	さいたま市北区櫛引町2丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで						
概要	流域貯留浸透施設2箇所 詳細設計業務一式 測量業務一式 地質調査業務一式						
予定価格（税込）	14,773,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後3時20分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／河川 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録があること。					
	業務実績等	－					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年3月2日（月）から					
	質問受付期間	令和2年3月2日（月）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。</li> <li>・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないとできない。</li> <li>・本業務は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。</li> </ul>						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字三室字北宿2361番6、2361番7、2361番8、2361番9、2361番10、2361番11、2361番12、2361番13、2361番14、2361番15、2361番16、2361番17、2361番18、2361番19、2361番20、2361番21、2361番22、2361番23、2361番24、2361番25、2361番26、2361番27、2361番28、2369番12（うち第二工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号

ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

3 許可番号

令和2年1月27日

第 変 - S 2 0 1 9 0 6 0 号

4 検査済証番号

令和2年2月28日

第 完 2 S 2 0 1 9 0 6 0 号

**さいたま市告示第364号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
- (2) 氏名 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池 信三

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区常盤六丁目79番1
- (2) 指定の年月日 令和2年3月2日
- (3) 指定の番号 第南19-050号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.95m

さいたま市告示第365号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条第1項及び第115条の10第1項の規定により告示する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) アウル訪問看護ステーション大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町3丁目244番地2大野ハイツ201
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ケアラボ
- エ 申請者住所 東京都板橋区板橋1丁目47番13号 アメニティー新板橋1001号
- オ 代表者 代表取締役 田中 宏昌
- カ 指定番号 1166591119
- キ 指定年月日 令和2年3月1日

(2) アウル訪問看護ステーション大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町3丁目244番地2大野ハイツ201
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ケアラボ
- エ 申請者住所 東京都板橋区板橋1丁目47番13号アメニティー新板橋1001号
- オ 代表者 代表取締役 田中 宏昌
- カ 指定番号 1166591119
- キ 指定年月日 令和2年3月1日

(3) ファミタウン西浦和駅前

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区田島5丁目24番1号
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 合同会社ヘルスクリエイト
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市桜区田島5丁目24番1号
- オ 代表者 代表社員 木村 彰光
- カ 指定番号 1176518023
- キ 指定年月日 令和2年3月1日

(4) ココファン浦和六辻

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区辻3丁目3番15号
- イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 株式会社学研ココファン
- エ 申請者住所 東京都品川区西五反田2丁目11番8号
- オ 代表者 代表取締役 五郎丸 徹
- カ 指定番号 1176518031
- キ 指定年月日 令和2年3月1日



(5) ココファン浦和六辻

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区辻 3 丁目 3 番 15 号
- イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 株式会社学研ココファン
- エ 申請者住所 東京都品川区西五反田 2 丁目 11 番 8 号
- オ 代表者 代表取締役 五郎丸 徹
- カ 指定番号 1176518031
- キ 指定年月日 令和 2 年 3 月 1 日

(6) デイサービスセンターエクラシア浦和三室

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字三室 323 番地 2
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社ウェルオフ東部
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸 1 丁目 3 番 9 号ツネビル 1 階
- オ 代表者 代表取締役 野田 治希
- カ 指定番号 1176518049
- キ 指定年月日 令和 2 年 3 月 1 日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

**さいたま市告示第366号**

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和2年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) ファミタウン西浦和駅前

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区田島5丁目24番1号

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 申請者 合同会社ヘルスクリエイト

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市桜区田島5丁目24番1号

オ 代表者 代表社員 木村 彰光

カ 指定番号 1176518023

キ 指定年月日 令和2年3月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第367号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (1) はり札 546 枚
  - (2) 立看板 34 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時  
別紙のとおり
- 3 保管場所  
さいたま市緑区宮本2丁目16番地3
- 4 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係
  - (2) 電話 048（840）6178

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和2年3月3日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	南区	はり札	18	令和2年1月8日	14時00分 から 15時30分	令和2年1月8日	16時00分	
2	南区	立看板	3	令和2年1月8日	14時00分 から 15時30分	令和2年1月8日	16時00分	
3	桜区	はり札	4	令和2年1月8日	14時00分 から 15時30分	令和2年1月8日	16時00分	
4	南区	はり札	61	令和2年1月10日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月10日	17時00分	
5	緑区	はり札	58	令和2年1月14日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月14日	17時00分	
6	浦和区	はり札	30	令和2年1月15日	14時00分 から 15時30分	令和2年1月15日	16時00分	
7	浦和区	立看板	9	令和2年1月15日	14時00分 から 15時30分	令和2年1月15日	16時00分	
8	緑区	はり札	25	令和2年1月15日	14時00分 から 15時30分	令和2年1月15日	16時00分	
9	緑区	立看板	1	令和2年1月15日	14時00分 から 15時30分	令和2年1月15日	16時00分	
10	浦和区	はり札	54	令和2年1月17日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月17日	17時00分	
11	中央区	はり札	9	令和2年1月20日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月20日	17時00分	
12	浦和区	はり札	8	令和2年1月20日	10時00分 から 11時30分	令和2年1月20日	12時00分	
13	緑区	はり札	1	令和2年1月20日	10時00分 から 11時30分	令和2年1月20日	12時00分	
14	緑区	立看板	4	令和2年1月21日	10時00分 から 11時30分	令和2年1月21日	12時00分	
15	南区	はり札	5	令和2年1月20日	10時00分 から 11時30分	令和2年1月20日	12時00分	
16	南区	立看板	14	令和2年1月20日	10時00分 から 11時30分	令和2年1月20日	12時00分	
17	浦和区	はり札	62	令和2年1月21日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月21日	17時00分	
18	緑区	はり札	31	令和2年1月22日	14時30分 から 15時30分	令和2年1月22日	16時00分	
19	緑区	立看板	2	令和2年1月22日	14時30分 から 15時30分	令和2年1月22日	16時00分	
20	中央区	はり札	59	令和2年1月24日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月24日	17時00分	

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和2年3月3日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
21	南区	はり札	61	令和2年1月28日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月28日	17時00分	
22	中央区	はり札	7	令和2年1月30日	9時30分 から 11時00分	令和2年1月30日	11時30分	
23	浦和区	はり札	8	令和2年1月30日	9時30分 から 11時00分	令和2年1月30日	11時30分	
24	緑区	はり札	45	令和2年1月30日	9時30分 から 11時00分	令和2年1月30日	11時30分	
25	緑区	立看板	1	令和2年1月30日	9時30分 から 11時00分	令和2年1月30日	11時30分	
26								
27	計	はり札	546					
28		立看板	34					
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

**さいたま市告示第368号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和2年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

### さいたま市告示第369号

さいたまスイーツウェブサイト管理運営について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたまスイーツウェブサイト管理運営業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「製作／コンピュータ関連」で登録されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成27年度以降に国又は地方公共団体において、同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

#### 3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

電話 048（829）1364

(2) 交付期間

本告示日から令和2年3月11日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認審査申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年3月13日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月19日（木）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 さいたま市役所 西会議棟第5会議室

(3) 入札保証金



見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月19日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法等

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課  
電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課  
電話 048（829）1364

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部商業振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第370号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 埼玉県川口市青木三丁目11番39号
- (2) 氏名 株式会社大宝建設埼玉 代表取締役 柴田 陽

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市中央区下落合三丁目890番1
- (2) 指定の年月日 令和2年3月3日
- (3) 指定の番号 第南19-051号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 19.03m

**さいたま市告示第371号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都北区赤羽一丁目41番1号
- (2) 氏名 株式会社大宝建設 代表取締役 柴田 透

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市中央区下落合二丁目769番4、771番3
- (2) 指定の年月日 令和2年3月3日
- (3) 指定の番号 第南19-052号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 20.33m

**さいたま市告示第372号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市北区宮原町一丁目463番地3
- (2) 氏名 株式会社サンシティホーム 代表取締役 小森谷 一男

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区大字白楯字上下横手147番1
- (2) 指定の年月日 令和2年3月3日
- (3) 指定の番号 第南19-053号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 35.00m

**さいたま市告示第373号**

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第6条第5項及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）第3条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和2年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり 5件

2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり 1件

3 個人情報取扱事務廃止届出書

別紙のとおり 1件

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

(2) 電話 048（829）1118

個人情報取扱事務一覧(令和2年1月1日～令和2年2月29日受付分)

整理番号	種別	事務番号	事務の名称	担当課
1	開始	2644	さいたま市産業振興ビジョン策定事務	経済局 商工観光部 経済政策課
2	開始	2645	市独自ボランティア管理運営業務	スポーツ文化局 オリンピック・パラリンピック部
3	開始	2646	災害時避難所運営業務	総務局 危機管理部 防災課
4	開始	2647	年間観覧券発行事務	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館
5	開始	2648	博物館イベント事務	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館
1	変更	1394	罹災証明発行事務	総務局 危機管理部 防災課
1	廃止	2581	自治会加入促進に係る事務(電話仲介業務)	見沼区 区民生活部 コミュニティ課

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年1月6日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市産業振興ビジョン策定事務			事務番号	2644
担当課名	経済局 商工観光部 経済政策課			担当課コード	10944010
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	さいたま市産業振興ビジョンの策定を行うもの。また、事務実施にあたり、さいたま市産業振興ビジョン審議会条例に基づく審議会運営及び市民公募委員の選考のため、個人情報の収集を行うもの。				
事務開始日	令和2年1月6日		事務開始届出日	令和2年1月6日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	審議会委員、市民公募委員応募者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	30人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
	個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた	
その他		記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					

## 個人情報取扱事務開始届出書

令和2年2月12日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	市独自ボランティア管理運営業務			事務番号	2645
担当課名	スポーツ文化局 オリンピック・パラリンピック部			担当課コード	10300310
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	東京2020大会期間中に活動する市独自ボランティア申込者より、氏名、年齢、住所、メールアドレス等を収集し、管理するもの。				
事務開始日	令和2年2月12日	事務開始届出日	令和2年2月12日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	市独自ボランティア申込者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	1,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					



個人情報取扱事務開始届出書

令和2年2月17日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	災害時避難所運營業務			事務番号	2646
担当課名	総務局 危機管理部 防災課			担当課コード	10021620
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	災害時の避難所において、配慮が必要な方や必要な支援内容について把握し、円滑に避難者を支援するため、避難者カード等により避難者の情報を収集する。同意がある場合は、問い合わせに対して情報提供を行う。また、要配慮者を福祉避難所等へ移送するため、福祉施設等に情報提供する。				
事務開始日	平成13年5月1日		事務開始届出日	令和2年2月17日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	避難所に避難する市民、親族等			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	338,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由				
	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 災害対策基本法第90条の3  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	本人以外からの収集の根拠				
	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:福祉総務課・各区役所総務課・各区役所福祉課				

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年2月22日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	年間観覧券発行事務			事務番号	2647
担当課名	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館			担当課コード	10300240
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	博物館で発行する年間観覧券購入者の台帳を作成し、適宜、ニュースレター等の送付を行い、博物館の情報を提供する。また、落とし物連絡や年間観覧券の再発行等の事務処理を行う。				
事務開始日	令和2年2月22日		事務開始届出日	令和2年2月22日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	年間観覧券購入者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	1,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
	個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた	
その他		記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年2月22日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	博物館イベント事務			事務番号	2648
担当課名	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館			担当課コード	10300240
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	博物館で開催する講座等のイベント申込者の台帳を作成し、適宜、ニュースレター等の送付を行い、博物館の情報を提供する。また、落とし物連絡等の事務処理を行う。				
事務開始日	令和2年2月22日	事務開始届出日	令和2年2月22日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	博物館イベント申込者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	600人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考					

## 個人情報取扱事務変更届出書

令和2年1月7日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	罹災証明発行事務			事務番号	1394
担当課名	総務局 危機管理部 防災課			担当課コード	10021620
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	005
事務の目的及び概要	地震及び風水害等により住家等の被害を受けた、世帯等からの申請に基づき、罹災証明書を発行する。また、必要に応じ情報提供を行うための連絡先として個人情報を利用する。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和2年1月7日	事務変更届出日	令和2年1月7日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	各種災害などにより住家被害等を受けた世帯等			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	1,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:各区役所総務課・福祉課、福祉総務課、税制課、市民税課、固定資産税課、収納対策課、各市税務所個人課税課・法人課税課(北部のみ)・資産課税課・納税調査課・納税課/経済状況その他:罹災程度/ 令和2年1月7日 災害対策に関わる事務分掌の見直しにより、事務を共通して実施する課を変更				

個人情報取扱事務廃止届出書

令和2年2月26日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	自治会加入促進に係る事務(電話仲介業務)		事務番号	2581	
担当課名	見沼区 区民生活部 コミュニティ課		担当課コード	10137610	
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	002
事務の目的及び概要	見沼区転入者と地域自治会との接触を手助けするため、見沼区転入者の依頼により、地域自治会役員へ架電し取り次ぐ。				
事務開始日	平成31年1月7日	事務開始届出日	平成30年11月20日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日	令和2年2月18日	事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	転入者のうち自治会加入希望者及び単位自治会加入担当者		事務区分	■ 固有 □ 共通	
			対象者数	400人	
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
	個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた	
その他		記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	令和2年2月18日 事務番号663「自治会事務」に統合するため、事務を廃止。				

## さいたま市告示第374号

さいたま市東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会さいたま新都心駅東西自由通路装飾実施運營業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年3月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会さいたま新都心駅東西自由通路装飾実施運營業務

#### (2) 履行場所

さいたま市中央区大字上落合2番地5外

#### (3) 業務概要

東京2020大会の開催という本市にとって前例のない機会にあたり、オリジナルデザインを使い、バスケットボールが開催され来訪者の多いさいたま新都心駅に装飾を行うことで、気運醸成や祝祭感の演出を図るもの、フォトスポットとして機能させ、来訪者に本市の名前をSNS等で発信してもらう等、本市の魅力発信に繋げていくもの。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和2年12月28日まで

#### (5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は34,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「イベント・催事」及び「製作等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

### 3 企画提案に係る実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、実施要領等を交付するものとする。

#### (1) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 仕様書
- ウ 同意書（東京2020大会に関する情報を公開しないことに対する同意）
- エ 参加意思表明書
- オ 質問書
- カ 企画提案書
- キ 会社概要報告書
- ク 業務実施体制報告書
- ケ 同種業務実績報告書

(2) 交付場所

- ア さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所8階）  
さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部  
担当 事業調整担当 電話 048（829）1030
- イ さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p070482.html>

(3) 交付期間

本招請日から令和2年3月19日（木）まで（3(2)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(4) 交付費用

無償

(5) その他

同意書を提出した者には、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）から示されている、本業務の実施に必要なパートナー広告設置場所等に関する資料を交付する。

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書  
同意書

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

本招請日から令和2年3月19日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）（必着）

(4) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所8階）  
さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部  
担当 事業調整担当 電話 048（829）1030

(5) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和2年3月19日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス olympic-paralympic2020@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先、到達確認に関する問い合わせ先

4(4)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和2年3月24日（火）までに行う。

(4) 回答方法

電子メール

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 会社概要報告書

ウ 業務実施体制報告書

エ 同種業務実績報告書

オ 見積書

カ その他

(2) 提出部数

原本1部、写し9部

写しには企業名、企業ロゴ等を記載せず、参加表明書提出時に設定された仮称で提出すること。

(3) 提出期間

本招請日から令和2年4月6日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）（必着）

(4) 提出場所

4(4)に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会さいたま新都心駅東西自由通路装飾実施運営業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。



## 8 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合、提出書類に不備があった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、同一応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合、審査の公平性を害する行為があった場合、見積金額が委託料上限額を超えている場合、プレゼンテーションに参加しなかった場合、失格とする。
- (2) 本件の招請日から企画提案書提出期限日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、本件の参加資格を失う。よって、この者が企画提案書を提出済であっても、その評価を行わない。
- (3) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (4) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) 詳細は、実施要領による。

## 9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所8階）

さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部

担当 事業調整担当

電話 048（829）1030

FAX 048（829）1996

## さいたま市告示第375号

さいたま市東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会都市装飾等実施運營業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年3月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会都市装飾等実施運營業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外

#### (3) 業務概要

本市で東京2020大会のサッカー、バスケットボールが開催されることから、大会時の来訪者の本市に対する第一印象を決める装飾について、都市装飾デザインを使い、市内の競技会場周辺、主要駅周辺等の装飾を行うことで、気運醸成や祝祭感の演出を図るもの。

また、東京2020大会の開催という本市にとって前例のない機会にあたり、オリジナルデザインを使い、来訪者の多い主要な地点に装飾を行うことで、フォトスポットとして機能させ、来訪者に本市の名前をSNS等で発信してもらう等、本市の魅力発信に繋げていくもの。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和2年12月28日まで

#### (5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は60,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「イベント・催事」及び「製作等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

### 3 企画提案に係る実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、実施要領等を交付するものとする。

(1) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 仕様書
- ウ 同意書（東京2020大会に関する情報を公開しないことに対する同意）
- エ 参加意思表明書
- オ 質問書
- カ 企画提案書
- キ 会社概要報告書
- ク 業務実施体制報告書
- ケ 同種業務実績報告書

(2) 交付場所

- ア さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所8階）  
さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部  
担当 事業調整担当 電話 048（829）1030
- イ さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p070402.html>

(3) 交付期間

本招請日から令和2年3月19日（木）まで（3(2)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(4) 交付費用

無償

(5) その他

同意書を提出した者には、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）から示されている、本業務の実施に必要な各種ガイドライン等を交付する。

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

- 参加意思表明書
- 同意書

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

本招請日から令和2年3月19日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）（必着）

(4) 提出場所

- さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所8階）
- さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部

担当 事業調整担当 電話 048（829）1030

(5) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和2年3月19日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス olympic-paralympic2020@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先、到達確認に関する問い合わせ先

4(4)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和2年3月24日（火）までに行う。

(4) 回答方法

電子メール

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 会社概要報告書

ウ 業務実施体制報告書

エ 同種業務実績報告書

オ 見積書

カ その他

(2) 提出部数

原本1部、写し9部

写しには企業名、企業ロゴ等を記載せず、参加表明書提出時に設定された仮称で提出すること。

(3) 提出期間

本招請日から令和2年4月6日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）（必着）

(4) 提出場所

4(4)に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会都市装飾等実施運營業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細に

については、実施要領を参照すること。

## 8 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合、提出書類に不備があった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、同一応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合、審査の公平性を害する行為があった場合、見積金額が委託料上限額を超えている場合、プレゼンテーションに参加しなかった場合、失格とする。
- (2) 本件の招請日から企画提案書提出期限日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、本件の参加資格を失う。よって、この者が企画提案書を提出済であっても、その評価を行わない。
- (3) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (4) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) 詳細は、実施要領による。

## 9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所8階）

さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部

担当 事業調整担当

電話 048（829）1030

FAX 048（829）1996

## さいたま市告示第376号

さいたま市立病院白内障手術機器保守業務 外22件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年3月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

- ア さいたま市立病院白内障手術機器保守業務
- イ さいたま市立病院マルチディテクターCT装置（SOMATOM DefinitionFlash）保守業務
- ウ さいたま市立病院核医学検査装置（SPECT-CT）保守業務
- エ さいたま市立病院人工呼吸器（サーボベンチレータ）保守業務
- オ さいたま市立病院超音波診断装置保守業務
- カ さいたま市立病院総合血液分析システム保守業務
- キ さいたま市立病院血管造影装置保守業務
- ク さいたま市立病院MRI（MRT-2004/N4）保守業務
- ケ さいたま市立病院結石破碎装置保守業務
- コ さいたま市立病院心臓カテーテル検査装置（ポリグラフ）保守業務
- サ さいたま市立病院電子内視鏡等保守業務
- シ さいたま市立病院人工心肺装置保守業務
- ス さいたま市立病院造影剤注入装置保守業務
- セ さいたま市立病院補助循環装置（IABP）保守業務
- ソ さいたま市立病院除細動器外保守業務
- タ さいたま市立病院小児用人工呼吸器（ベビーログ）保守業務
- チ さいたま市立病院小児用人工呼吸器（インファントフロー）外保守業務
- ツ さいたま市立病院全身麻酔器（KMA-1300外）保守業務
- テ さいたま市立病院陽圧式人工呼吸器保守業務
- ト さいたま市立病院多目的デジタルX線TVシステム保守業務
- ナ さいたま市立病院全自動血液凝固測定装置保守業務
- ニ さいたま市立病院長尺撮影装置等保守業務
- ヌ さいたま市立病院ベッドサイドモニタ等保守業務

#### (2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に受注希望業務「医療機器保守点検」で登載されている者であること。
  - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
    - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
  - (4) 次のいずれかに該当する者であること
    - ア 本入札の告示日において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項に基づく医療機器修理業許可証を交付されており、当該保守の修理区分の認定を受けている者であること。
    - イ 当該医療機器のメーカーとの間に代理店契約を締結している者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課  
担当 調達係 電話 048（873）4274
  - (2) 交付期間  
告示の日から令和2年3月11日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
  - (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年3月16日（月）及び令和2年3月17日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

(ア)	1(1)アの業務	令和2年3月19日（木）	午前9時20分
(イ)	1(1)イの業務	令和2年3月19日（木）	午前9時25分
(ウ)	1(1)ウの業務	令和2年3月19日（木）	午前9時30分
(エ)	1(1)エの業務	令和2年3月19日（木）	午前9時35分
(オ)	1(1)オの業務	令和2年3月19日（木）	午前9時40分
(カ)	1(1)カの業務	令和2年3月19日（木）	午前9時45分
(キ)	1(1)キの業務	令和2年3月19日（木）	午前9時50分
(ク)	1(1)クの業務	令和2年3月19日（木）	午前9時55分
(ケ)	1(1)ケの業務	令和2年3月19日（木）	午前10時00分
(コ)	1(1)コの業務	令和2年3月19日（木）	午前10時05分
(サ)	1(1)サの業務	令和2年3月19日（木）	午前10時10分
(シ)	1(1)シの業務	令和2年3月19日（木）	午前10時15分
(ス)	1(1)スの業務	令和2年3月19日（木）	午前10時20分
(セ)	1(1)セの業務	令和2年3月19日（木）	午前10時25分
(ソ)	1(1)ソの業務	令和2年3月19日（木）	午前10時30分
(タ)	1(1)タの業務	令和2年3月19日（木）	午前10時35分
(チ)	1(1)チの業務	令和2年3月19日（木）	午前10時40分



- (ツ) 1(1)ツの業務 令和2年3月19日（木）午前10時45分
- (テ) 1(1)テの業務 令和2年3月19日（木）午前10時50分
- (ト) 1(1)トの業務 令和2年3月19日（木）午前10時55分
- (ナ) 1(1)ナの業務 令和2年3月19日（木）午前11時00分
- (ニ) 1(1)ニの業務 令和2年3月19日（木）午前11時05分
- (ヌ) 1(1)ヌの業務 令和2年3月19日（木）午前11時10分

イ 入札場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院別館2階会議室3

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

7 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年3月19日（木）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イに同じ

9 最低制限価格

設定しない。

## 1 0 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 1 1 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### 1 2 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課  
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

### 1 3 契約手続等

#### (1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

### 1 4 特記事項

本契約は、令和2年度歳入歳出予算が令和2年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和2年4月1日に確定させる。

### 1 5 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第377号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和2年3月4日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 指定した施設・事業所**

(1) ステップぱーとなー森下

ア 事業所住所 東京都江東区森下3丁目11番16号 ソフィア清澄白河101

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 申請者 三葉株式会社

エ 申請者住所 東京都江東区森下3丁目11番16号 ソフィア清澄白河101

オ 代表者 代表取締役 小田長 竜太郎

カ 指定番号 1390800496

キ 指定年月日 令和元年10月1日

**2 連絡先**

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048-829-1265

**さいたま市告示第378号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年3月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目75番地
- (2) 氏名 東海商事株式会社 代表取締役 小林 正志

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸  
757番4、760番1、同番4、761番4
- (2) 指定の年月日 令和2年 3月 4日
- (3) 指定の番号 第北19-033号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 31.55m

**さいたま市告示第379号**

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項及び第2項の規定により、道路上に放置されたバイクを撤去し、一時保管したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、告示の日から起算して6月を経過しても占有者等に返還できない場合は、廃棄処分する。

令和2年3月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 違法放置物件

種別 バイク

- (1) 登録番号 見沼区さ8546
- (2) 車体番号 C50-0682995
- (3) 車 名 ホンダ
- (4) 数 量 1台

2 放置されていた場所

さいたま市見沼区東大宮1丁目78番付近の市道上

3 違法放置物件を除去した日時

令和2年3月4日 午前9時00分ごろ

4 違法放置物件の保管を始めた日時

令和2年3月4日 午前9時30分ごろ

5 違法放置物件の保管の場所

さいたま市北区吉野町1丁目404番地13 さいたま市吉野原自転車処分場

6 連絡先

- (1) 担当 さいたま市見沼区役所くらし応援室
- (2) 電話 048(681)6026

**さいたま市告示第380号**

さいたま市開発行為の手続きに関する条例（平成20年さいたま市条例第54号）第20条の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区植竹町二丁目69番2、69番3、69番5、69番6、69番7、85番1、85番2（第5工区）

2 開発承認を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県知事 大野 元裕

越谷市大字船渡2046

社会福祉法人 光彩会 理事長 野澤 孝道

3 承認番号

令和2年 2月 5日

第N21Y015-4号

4 検査完了証番号

令和2年 3月 4日

第N21Y015号

さいたま市告示第381号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年3月10日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年3月5日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
3月 4日	犬	見沼区東新井	雑種	メス	白茶	3～6歳	有	布製赤色首輪 赤色リード付

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

## さいたま市告示第382号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市早期起業家教育事業について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市早期起業家教育事業

#### (2) 履行場所

さいたま市内等

#### (3) 業務概要

要求水準書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和3年3月12日まで

#### (5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は6,859,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、「平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に  
掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) さいたま市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を有すること。活動拠点を有しない場合は、拠点活動区域又は優先活動区域を、さいたま市内とする専任担当者を配置できること。

### 3 企画提案に係る実施要項等の交付

#### (1) 交付方法



ア 書面にて交付（交付場所は次のとおり）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部労働政策課労政係

電話 048（829）1370

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p040581.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和2年4月7日（火）午後4時まで

（書面にて交付の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和2年3月19日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレス [rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp](mailto:rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp)

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和2年3月26日（木）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p040581.html>

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

実施要項のとおり

(2) 提出期間

本招請日から令和2年4月7日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参（郵送不可）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

- ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書
- イ 虚偽の記載をした企画提案書
- ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書
- エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書
- オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

#### 6 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市早期起業家教育事業受託事業者選定委員会において、企画提案書等及び事業者によるプレゼンテーションをもとに審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

#### 7 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 詳細は、実施要項による。

#### 8 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部労働政策課労政係

電話 048(829)1370

FAX 048(829)1944

**さいたま市告示第383号**

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和2年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和元年度 市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

（1） 担当 南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係

（2） 電話 048（829）1387

**さいたま市告示第384号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 （省略）
- (2) 氏名 （省略）

2 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市岩槻区東岩槻五丁目10番20
- (2) 廃止の年月日 令和2年3月5日
- (3) 廃止の番号 第北廃19-006号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 11.50m

## さいたま市告示第385号

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第36条の規定により、さいたま市緑区大字三室において計画されている「さいたま市立病院建設事業」に係る環境影響評価事後調査書（工事中その1）の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告するものである。

令和2年3月6日

さいたま市長 清水 勇人

### 1 事業概要

(1) 事業者の名称、代表者氏名及び所在地

名 称 さいたま市

代表者氏名 さいたま市長 清水 勇人

所 在 地 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 さいたま市立病院建設事業

種 類 大規模建築物の建設

規 模 延床面積 54,238.83平方メートル

(3) 対象事業実施区域 さいたま市緑区大字三室2460番地

(4) 関係地域の範囲 さいたま市緑区、見沼区及び浦和区のうち、対象事業実施区域の周囲1.5キロメートル以内の地域

### 2 縦覧場所

(1) 市役所7階 環境局環境共生部環境対策課

(2) 市立病院3階 病院施設管理課

(3) 各区役所情報公開コーナー

(4) 各市立図書館、大古里公民館、尾間木公民館、原山公民館、美園公民館、三室公民館

### 3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和2年3月6日（金）から令和2年4月6日（月）まで

時間：縦覧場所(1)、(2)及び(3)は開庁日の午前9時から午後4時30分まで。(4)は各施設の開館時間によります。

### 4 意見書

環境影響評価事後調査書（工事中その1）の内容について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書の提出により意見を述べることができます。

意見書提出期限 令和2年4月20日（月）必着（郵送の場合は当日消印有効）

【提出先・提出方法】直接持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法によります。

直接持参、郵送の場合

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

宛名：さいたま市役所 環境対策課

FAXの場合 FAX番号：048-829-1991

電子メールの場合 メールアドレス：kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第386号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 2月29日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 152台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/25	東浦和駅	埼玉県警16-6164944	H6F89202		
2020/02/25	東浦和駅	宮城県警02415415	B2J67513		
2020/02/25	南浦和駅東口	埼玉県警14-4271105	A13PK38157		
2020/02/25	武蔵浦和駅	西新井K-15360	SPG077556		
2020/02/25	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194854188	F191174273		
2020/02/25	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7192576	A16AL37807		
2020/02/25	武蔵浦和駅	埼玉県警12-2190241	H4D19732		
2020/02/25	武蔵浦和駅	埼玉県警19-192406927	T4CBG025		
2020/02/26	武蔵浦和駅	不明	S4D13079		
2020/02/26	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4124165	A13PK47320		
2020/02/26	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7154321	A16PL02667		
2020/02/26	西浦和駅	埼玉県警18-8017857	A17AK17612		
2020/02/27	南浦和駅東口	埼玉県警11-1249621	S0L40857		
2020/02/27	南浦和駅東口	埼玉県警16-6123938	B6A50640		
2020/02/27	南浦和駅東口	埼玉県警19-193041965	0G00357		
2020/02/27	南浦和駅東口	小岩E-87671	FJA1118542		
2020/02/27	武蔵浦和駅	埼玉県警12-2482608	B1J86348		
2020/02/27	西浦和駅	埼玉県警20-200208641	S9WD00743		
2020/02/28	東浦和駅	埼玉県警15-5402290	A15AB87336		
2020/02/28	東浦和駅	不明	A15AA00982		
2020/02/28	東浦和駅	新宿E-03352	A14AG18299		
2020/02/28	南浦和駅東口	埼玉県警16-6573909	A16A100349		
2020/02/28	武蔵浦和駅	不明	GC2L05036		
2020/02/28	西浦和駅	埼玉県警19-193405096	P193AN040286		
2020/02/29	南浦和駅東口	埼玉県警19-190302784	A18PL06229		
2020/02/29	南浦和駅東口	不明	XY15121289		

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/29	南浦和駅東口	埼玉県警10-0033471	9S00534		
2020/02/29	南浦和駅東口	埼玉県警14-4032750	A13AK20872		
2020/02/29	南浦和駅東口	埼玉県警17-7361099	A16AL34918		
2020/02/29	南浦和駅東口	埼玉県警13-3435664	HBA13E00024		
2020/02/29	南浦和駅東口	埼玉県警17-7361208	S7E212102		
2020/02/29	南浦和駅東口	埼玉県警10-0081780	S9D92214		
2020/02/29	南浦和駅東口	不明	STQLZ02062		
2020/02/29	南浦和駅東口	埼玉県警17-7192225	GC6K29646		
2020/02/29	南浦和駅西口	埼玉県警16-6011087	A15AA80767		
2020/02/29	南浦和駅西口	埼玉県警18-8014250	FC7G01128		
2020/02/29	南浦和駅西口	埼玉県警15-5076228	B2D26020		
2020/02/29	武蔵浦和駅	埼玉県警19-193860680	STSEF05770		
2020/02/29	武蔵浦和駅	埼玉県警12-2043885	FJA1H39169		
2020/02/29	武蔵浦和駅	埼玉県警19-192476771	FC8K09756		
2020/02/29	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7457937	S31118032		
2020/02/29	武蔵浦和駅	光が丘D-41976	STQFA12168		
2020/02/29	武蔵浦和駅	埼玉県警06-6456674	F060708100		
2020/02/29	西浦和駅	埼玉県警17-7014201	A16AK02940		
2020/02/29	西浦和駅	埼玉県警17-7104604	S6K053405		
2020/02/29	西浦和駅	埼玉県警14-4520236	JJ13J36683		
2020/02/29	西浦和駅	埼玉県警08-8463981	YJS0702611		



# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/25	大宮駅東口	埼玉県警18-8201216	F06111613		
2020/02/25	大宮駅東口	埼玉県警17-7506222	S7E217785		
2020/02/25	大宮駅東口	埼玉県警15-5524656	G58G53853		
2020/02/25	大宮駅東口	埼玉県警18-8102957	V180106048		
2020/02/25	大宮駅東口	岐阜県警M-103277	PS4E00084		
2020/02/25	大宮駅西口	不明	STSJF15379		
2020/02/25	大宮駅西口	埼玉県警18-8009137	S7T118940		
2020/02/25	日進駅	埼玉県警08-8119237	S8B91710		
2020/02/25	指扇駅	埼玉県警19-194880529	SNTI00656		
2020/02/25	新都心駅東口	埼玉県警07-7103235	IU80555		
2020/02/26	大宮駅東口	埼玉県警10-0497169	BOX12119		
2020/02/26	大宮駅東口	埼玉県警13-3467103	SNC122990		
2020/02/26	大宮駅東口	埼玉県警11-1534743	SKJ01538		
2020/02/26	大宮駅東口	不明	A16AK18938		
2020/02/26	大宮駅東口	埼玉県警17-7111159	B6X59282		
2020/02/26	大宮駅西口	埼玉県警18-8442812	A18AG29063		
2020/02/26	宮原駅西口	埼玉県警15-5231545	SPB105554		
2020/02/26	大和田駅	埼玉県警14-4525531	STMJA13608		
2020/02/26	新都心駅東口	埼玉県警17-7526102	VF17102226		
2020/02/26	新都心駅東口	埼玉県警13-3294028	SNA114384		
2020/02/26	新都心駅東口	埼玉県警06-6045134	5X01163		
2020/02/27	大宮駅東口	埼玉県警15-5287877	C14D7055		
2020/02/27	大宮駅東口	不明	T090133757		
2020/02/27	大宮駅東口	埼玉県警11-1509937	H5D54554		
2020/02/27	大宮駅西口	埼玉県警19-193014585	STE038214		
2020/02/27	大宮駅西口	深川H-13428	KAE1040327		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/27	大宮駅西口	埼玉県警19-192949157	STD010386		
2020/02/27	東大宮駅東口	埼玉県警19-191102010	WBK844502P		
2020/02/27	東大宮駅西口	埼玉県警13-3247808	G12061023		
2020/02/27	指扇駅	埼玉県警12-2292192	D10121427		
2020/02/27	大宮公園駅	埼玉県警10-0576952	S1130829		
2020/02/27	新都心駅東口	田無K-39969	A13PL65774		
2020/02/28	大宮駅東口	埼玉県警16-6015344	F51017476		
2020/02/28	大宮駅東口	埼玉県警17-7498132	A17AH55605		
2020/02/28	大宮駅東口	埼玉県警15-5084537	S0C245334		
2020/02/28	大宮駅西口	不明	G170905602		
2020/02/28	東大宮駅西口	埼玉県警12-2047405	SLK106662		
2020/02/28	新都心駅東口	埼玉県警19-192393132	F190388397		
2020/02/28	西大宮駅南口	埼玉県警17-7265319	S6K015482		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/25	浦和駅東口	埼玉県警17-7510646	ZD7H02946		
2020/02/25	浦和駅東口	板橋G-38044	S6I132380		
2020/02/25	北浦和駅西口	埼玉県警19-191426584	STRJF11070		
2020/02/25	与野駅東口	埼玉県警15-5393781	TCRP13F00616		
2020/02/25	新都心駅西口	埼玉県警19-192012619	STA002195		
2020/02/25	与野本町駅	埼玉県警15-5011829	S0G041735		
2020/02/25	南与野駅	埼玉県警19-193044123	STA341536		
2020/02/26	浦和駅東口	不明	V161106974		
2020/02/26	浦和駅西口	埼玉県警16-6012571	B5H84079		
2020/02/26	北浦和駅東口	埼玉県警19-190202810	A18AJ71759		
2020/02/26	北浦和駅西口	埼玉県警19-194098189	S9WI00695		
2020/02/26	与野駅西口	埼玉県警19-194026757	STF030137		
2020/02/26	中浦和駅	埼玉県警15-5570532	A15AH05946		
2020/02/26	北与野駅	不明	不明		
2020/02/27	浦和駅東口	埼玉県警19-194899556	H9H66542		
2020/02/27	浦和駅東口	埼玉県警18-8096338	B8H55463		
2020/02/27	浦和駅東口	大森G-32476	A18AB14983		
2020/02/27	浦和駅東口	埼玉県警19-194229704	A19AI04187		
2020/02/27	浦和駅東口	埼玉県警20-200225287	B9J69701		
2020/02/27	浦和駅西口	埼玉県警07-7086458	IX00153		
2020/02/27	浦和駅西口	京都府警14-0402589	89C6599		
2020/02/27	浦和駅西口	埼玉県警19-194209517	K78031924		
2020/02/27	浦和駅西口	埼玉県警12-2237894	AK2B03058		
2020/02/27	北浦和駅東口	埼玉県警17-7182408	A16AH89815		
2020/02/27	北浦和駅東口	埼玉県警19-192017963	A19PB03223		
2020/02/27	北浦和駅東口	埼玉県警09-9592349	R9B05708		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/27	北浦和駅東口	埼玉県警10-0148233	B9H06126		
2020/02/27	北浦和駅東口	埼玉県警17-7154135	ISE70200190		
2020/02/27	北浦和駅東口	埼玉県警16-6263225	F60208171		
2020/02/27	北浦和駅東口	埼玉県警05-5355761	B5X52781		
2020/02/27	北浦和駅東口	埼玉県警19-193383459	A18AJ40594		
2020/02/27	北浦和駅東口	千葉県警7-292607	D506T00353		
2020/02/27	北浦和駅東口	埼玉県警14-4156914	TB3DG466		
2020/02/27	北浦和駅西口	埼玉県警19-192018498	STSBY01161		
2020/02/27	北浦和駅西口	竹ノ塚C-51920	B7L78280		
2020/02/27	北浦和駅西口	埼玉県警15-5267814	STNKZ17437		
2020/02/27	北浦和駅西口	埼玉県警19-193282733	B2G22987		
2020/02/27	北浦和駅西口	赤羽F-69357	S6G019086		
2020/02/27	北浦和駅西口	埼玉県警18-8373085	29C7692		
2020/02/27	北浦和駅西口	埼玉県警19-193545068	T19F1197		
2020/02/27	北浦和駅西口	栃木県警01-24459	B0K55675		
2020/02/27	北浦和駅西口	埼玉県警14-4286832	H4E04095		
2020/02/27	北浦和駅西口	埼玉県警05-5565424	B5H63722		
2020/02/27	北浦和駅西口	埼玉県警08-8362798	S8A52073		
2020/02/27	与野駅東口	埼玉県警06-6556943	G69G58582		
2020/02/27	与野駅東口	埼玉県警12-2237821	B1K25974		
2020/02/27	与野駅東口	埼玉県警11-1046904	NC32893		
2020/02/27	与野駅東口	埼玉県警19-194559640	SVTG04079		
2020/02/27	与野駅東口	埼玉県警19-193869840	A19AE17093		
2020/02/27	与野駅東口	不明	B140901026		
2020/02/27	与野駅西口	埼玉県警16-6333222	B1E51418		
2020/02/27	南与野駅	埼玉県警17-7014249	STPDJ01072		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/28	浦和駅東口	埼玉県警12-2315304	TM1J06009		
2020/02/28	浦和駅西口	埼玉県警17-7548125	V170806626		
2020/02/28	浦和駅西口	不明	CA2F8912		
2020/02/28	北浦和駅東口	埼玉県警12-2600059	F120591624		
2020/02/28	北浦和駅西口	埼玉県警17-7214164	A17AB03809		
2020/02/28	与野駅西口	荒川C-67582	PMH7073642		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/25	岩槻駅	埼玉県警17-7532569	SB700342		
2020/02/25	岩槻駅	埼玉県警14-4449579	S0E036786		
2020/02/26	浦和美園駅	丸の内82106	K8J05790		
2020/02/26	岩槻駅	埼玉県警19-194054904	SUTF05571		
2020/02/26	岩槻駅	埼玉県警15-5176954	A14AL22986		
2020/02/26	岩槻駅	埼玉県警08-8163693	AY7007998		
2020/02/27	岩槻駅	埼玉県警18-8132109	STQJA11063		

合計: 151台

保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	2月27日	浦和駅西口	南区 さ7377	ホンダ D I O	オレンジ	吉野原保管所	AF62-1054677

## さいたま市告示第387号

さいたま市立病院血液浄化装置賃貸借外11件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

- ア さいたま市立病院血液浄化装置賃貸借
- イ さいたま市立病院熱希釈心拍出量計賃貸借
- ウ さいたま市立病院血液ガス電解質分析装置賃貸借
- エ さいたま市立病院睡眠時無呼吸検査装置賃貸借
- オ さいたま市立病院陽圧式人工呼吸器賃貸借
- カ さいたま市立病院局所陰圧閉鎖処理装置賃貸借
- キ さいたま市立病院手術機器賃貸借
- ク さいたま市立病院産着類賃貸借
- ケ さいたま市立病院在宅酸素療法酸素供給装置（新規患者分）賃貸借
- コ さいたま市立病院在宅従圧式陽圧人工呼吸器（新規患者分）賃貸借
- サ さいたま市立病院在宅陽圧式人工呼吸器（新規患者分）賃貸借
- シ さいたま市立病院在宅超音波骨折治療器（アクセラス）賃貸借

#### (2) 借入場所

- ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの賃貸借  
さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院
- イ 1(1)ケ、コ、サ及びシの賃貸借  
さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院 又は患者宅

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

#### (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に次の営業種目で掲載されている者であること。

- ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びシの賃貸借 「医療機器レンタル等」
- イ 1(1)クの賃貸借 「寝具レンタル等」

#### (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者



イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) （1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びシの賃貸借のみ）本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。
- (5) 平成29年4月1日以降に、当該物品と同等の物品を賃貸借した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課  
担当　調達係　電話　048（873）4274

#### (2) 交付期間

告示の日から令和2年3月12日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年3月17日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 1(1)ア、イ、ウ及びカの賃貸借

競争入札に付する件名ごとに単価（月額又は日額）で行う。入札金額は、競争入札に付する件名ごとに次のとおりの金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (ア) 1(1)アの賃貸借 機器1台を1ヶ月間賃貸借する金額
- (イ) 1(1)イの賃貸借 機器1台を1ヶ月間賃貸借する金額
- (ウ) 1(1)ウの賃貸借 機器1式を1ヶ月間賃貸借する金額
- (カ) 1(1)カの賃貸借 機器1台を1日賃貸借する金額

イ 1(1)エ、オ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシの賃貸借

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時00分
- (イ) 1(1)イの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時05分
- (ウ) 1(1)ウの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時10分
- (エ) 1(1)エの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時15分
- (オ) 1(1)オの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時20分
- (カ) 1(1)カの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時25分
- (キ) 1(1)キの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時30分
- (ク) 1(1)クの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時35分
- (ケ) 1(1)ケの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時40分
- (コ) 1(1)コの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時45分
- (サ) 1(1)サの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時50分

④ 1(1)シの賃貸借 令和2年3月23日（月）午前10時55分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院別館2階会議室3

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月23日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課  
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第388号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用開始について、次のとおり告示する。

令和2年3月6日

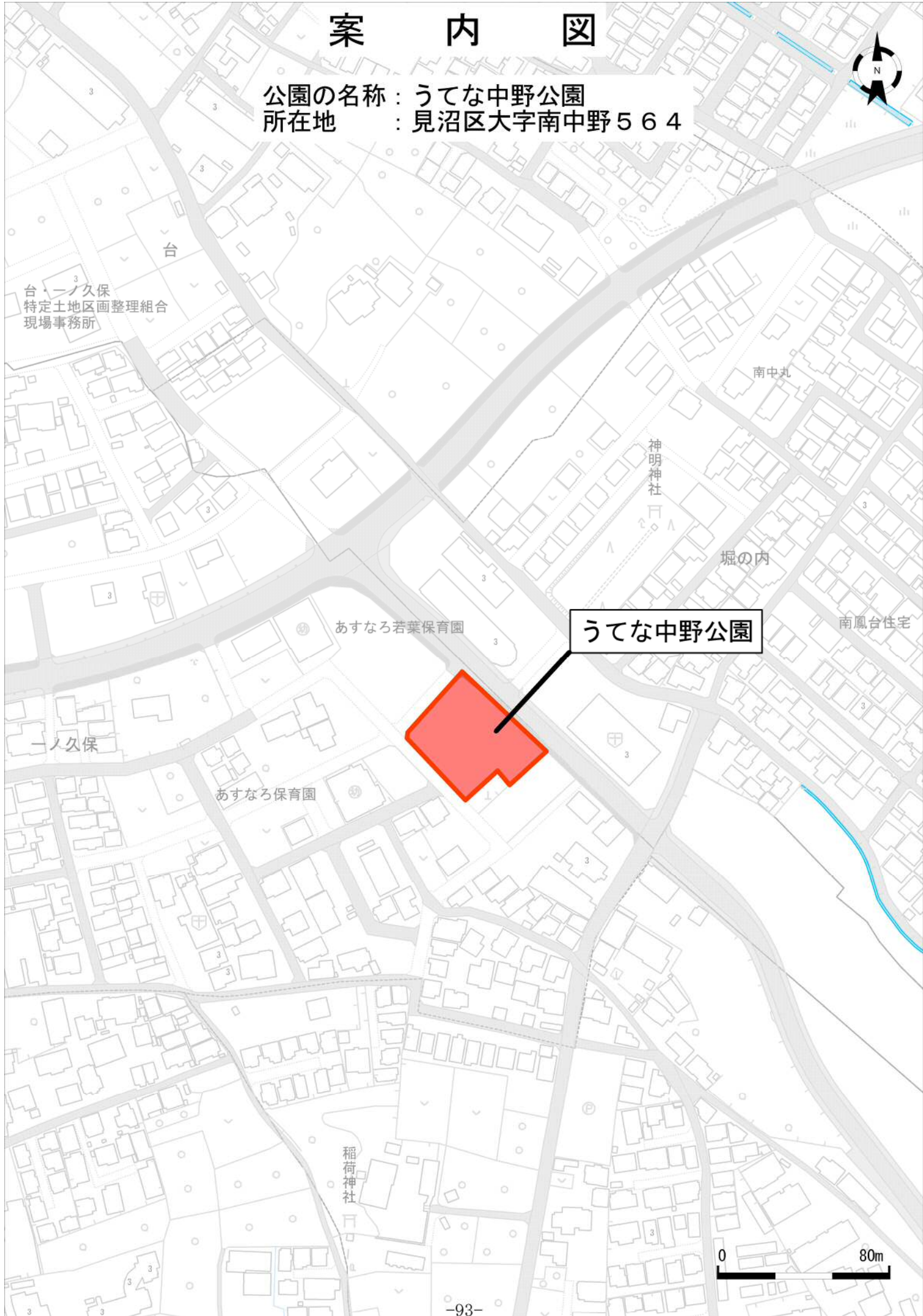
さいたま市長 清水 勇 人

1 供用開始する公園

番号	名称	位置	区域	供用開始の期日
1	うてな中野公園	見沼区大字南中野564	別添図面 のとおり	令和2年3月6日

# 案内図

公園の名称：うてな中野公園  
所在地：見沼区大字南中野564



**さいたま市告示第389号**

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱の一部を改正する告示

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱（平成20年さいたま市告示第588号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																										
<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>1～5 [略]</p> <p>6 企業の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">事業実績</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 25%;">年度（直近）</td> <td style="width: 45%;">年度（直近の前年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>7 [略]</p> <p>備考 [略]</p>	[略]	[略]				事業実績	[略]	年度（直近）	年度（直近の前年度）			[略]		<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>1～5 [略]</p> <p>6 企業の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">事業実績</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 25%;">平成年度（直近）</td> <td style="width: 45%;">平成年度（直近の前年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>7 [略]</p> <p>備考 [略]</p>	[略]	[略]				事業実績	[略]	平成年度（直近）	平成年度（直近の前年度）			[略]	
[略]																											
[略]																											
事業実績	[略]	年度（直近）	年度（直近の前年度）																								
		[略]																									
[略]																											
[略]																											
事業実績	[略]	平成年度（直近）	平成年度（直近の前年度）																								
		[略]																									
<p>様式第5号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市リーディングエッジ企業継続認証申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>1～5 [略]</p> <p>6 企業の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">事業実績</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 25%;">年度（直近）</td> <td style="width: 45%;">年度（直近の前年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>7 [略]</p> <p>備考 [略]</p>	[略]	[略]				事業実績	[略]	年度（直近）	年度（直近の前年度）			[略]		<p>様式第5号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市リーディングエッジ企業継続認証申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>1～5 [略]</p> <p>6 企業の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">事業実績</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 25%;">平成年度（直近）</td> <td style="width: 45%;">平成年度（直近の前年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>7 [略]</p> <p>備考 [略]</p>	[略]	[略]				事業実績	[略]	平成年度（直近）	平成年度（直近の前年度）			[略]	
[略]																											
[略]																											
事業実績	[略]	年度（直近）	年度（直近の前年度）																								
		[略]																									
[略]																											
[略]																											
事業実績	[略]	平成年度（直近）	平成年度（直近の前年度）																								
		[略]																									

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



## さいたま市告示第390号

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成27年さいたま市条例第22号）第7条の規定により、さいたま市見沼区において計画されている産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告する。

令和2年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 事業計画の概要

- (1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社武蔵  
代表者の氏名 代表取締役 酒井 真也  
住所 埼玉県さいたま市見沼区染谷1丁目115番2
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所  
さいたま市見沼区染谷1丁目115番1の一部 以上1筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類  
産業廃棄物収集運搬業 積替え保管施設
- (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類  
木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、金属くず 以上6種類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力  
ア 積替え保管施設
  - (ア) 木くず 面積45.36㎡ 容量24m<sup>3</sup> 保管高さ2m
  - (イ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 面積15.12㎡ 容量8m<sup>3</sup> 保管高さ2m
  - (ウ) 廃プラスチック類 面積15.12㎡ 容量8m<sup>3</sup> 保管高さ2m
  - (エ) 紙くず 面積15.12㎡ 容量8m<sup>3</sup> 保管高さ2m
  - (オ) がれき類（コンクリート片） 面積30.24㎡ 容量16m<sup>3</sup> 保管高さ2m
  - (カ) がれき類（コンクリート片以外） 面積30.24㎡ 容量16m<sup>3</sup> 保管高さ2m
  - (キ) 金属くず 面積15.12㎡ 容量8m<sup>3</sup> 保管高さ2m
- (6) 関係地域の範囲  
さいたま市見沼区のうち、別添地図に示す産業廃棄物処理施設の設置等の場所の周囲200メートル以内の地域

### 2 縦覧場所

- (1) 市役所産業廃棄物指導課
- (2) 見沼区役所情報公開コーナー
- (3) 片柳コミュニティセンター

### 3 縦覧期間及び縦覧時間

- (1) 期間  
令和2年3月9日（月）から令和2年4月8日（水）まで
- (2) 時間

縦覧場所(1)及び(2)は、開庁日の午前9時から午後4時30分まで

縦覧場所(3)は、開館日の午前9時から午後4時30分まで

#### 4 意見書

事業計画書等について生活環境の保全の見地から意見を有する関係住民等は、市長に対し、意見書の提出により意見を述べることができます。

##### (1) 意見書の提出期限

令和2年4月22日（水）必着（郵送の場合は当日消印有効）

##### (2) 提出方法

直接持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法による

##### (3) 提出先

ア 直接持参、郵送の場合

住所 〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

宛名 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

イ FAXの場合

FAX番号 048（829）1933

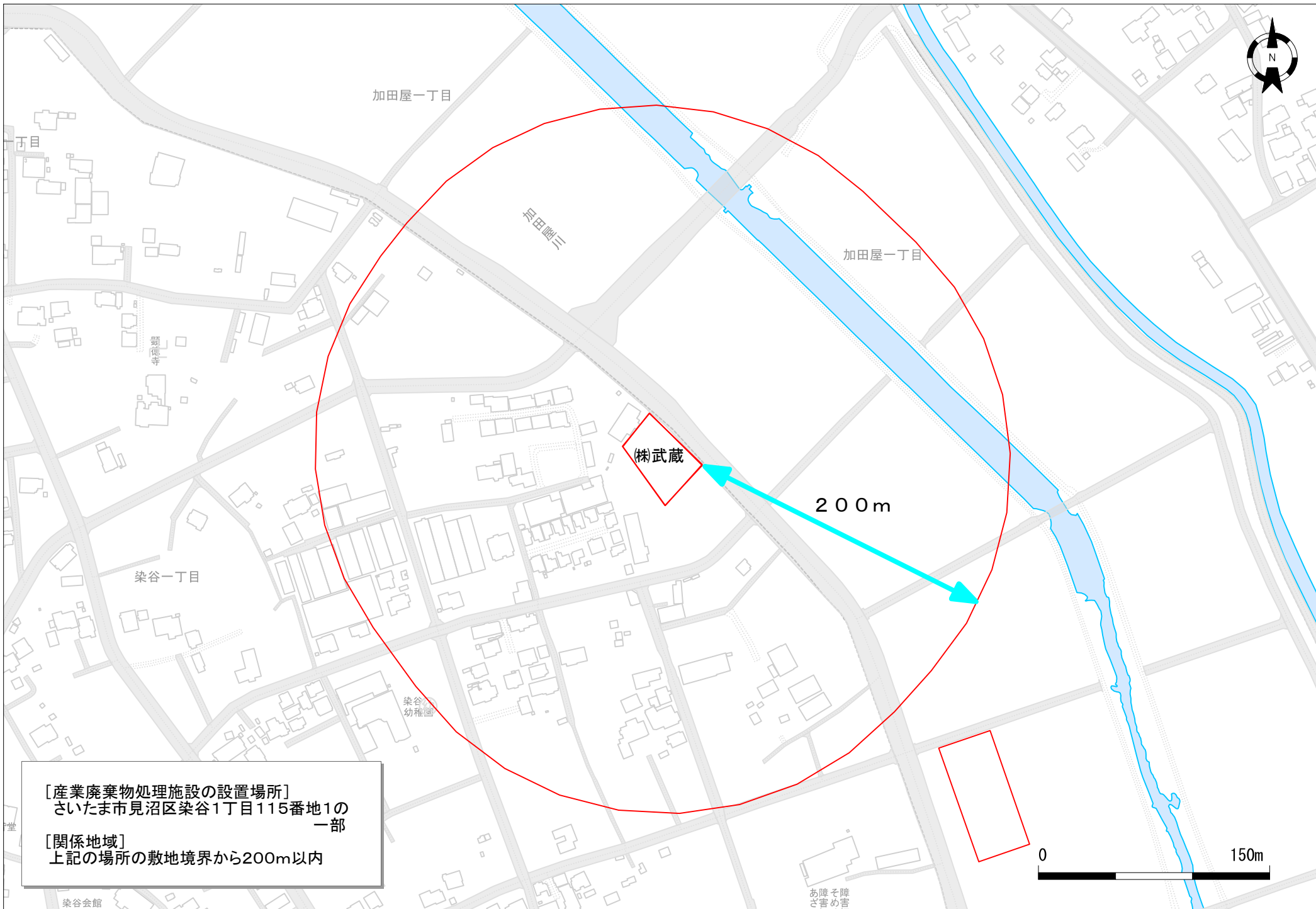
ウ 電子メールの場合

電子メールアドレス：sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

#### 5 連絡先

(1) 担当 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課審査係

(2) 電話 048（829）1608



[産業廃棄物処理施設の設置場所]  
さいたま市見沼区染谷1丁目115番地1の  
一部

[関係地域]  
上記の場所の敷地境界から200m以内

**さいたま市告示第391号**

令和2年3月8日に実施予定であったさいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理審議会委員選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えなかったため、土地区画整理法施行令第35条第4項の規定により、当選人を下記のとおり決定したので、同条第5項の規定により公告する。

令和2年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 所有権者が選挙すべき委員の当選人  
（省略）
- 2 借地権者が選挙すべき委員の当選人  
（省略）
- 3 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所区画整理係
  - (2) 電話 048（778）8462

**さいたま市告示第392号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま都市計画事業大門上・下野田特定土地区画整理事業施行地区内50街区7-1画地、50街区7-2画地、50街区7-3画地、50街区7-4画地、50街区7-5画地、50街区7-6画地、50街区7-7画地、50街区7-8画地、50街区7-9画地、50街区7-10画地、50街区7-11画地、50街区7-12画地、50街区7-13画地、50街区7-14画地、50街区7-15画地、50街区7-16画地、50街区7-17画地、50街区7-18画地、50街区7-19画地、50街区7-20画地、50街区7-21画地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目2番2号

株式会社飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎

3 許可番号

令和元年年12月3日

第 開 - S 2 0 1 9 0 7 1 号

4 検査済証番号

令和2年3月6日

第 完 - S 2 0 1 9 0 7 1 号

**さいたま市告示第393号**

さいたま市個人の市民税の申告期限を次のとおり延長する。

令和2年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2第1項及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第8条第1項の規定に基づき、地方税法第317条の2及びさいたま市市税条例第28条に定める個人の市民税に係る申告のうち、令和2年1月1日においてさいたま市内に住所又は事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に係るものに関する期限が、令和2年3月16日に到来するものについては、その期限を同年4月16日まで延長する。

さいたま市告示第394号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 もとまちシティー

所在地 さいたま市浦和区元町二丁目1番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社アズ企画設計

代表取締役 松本 俊人

住所 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ビッグ・エー	午前10時	午後8時
株式会社トモズ	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ビッグ・エー	24時間	
株式会社トモズ	午前10時	午後10時

(4) 変更する年月日

令和2年3月14日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
氏名（又は名称）	代表者氏名	
株式会社ビッグ・エー	代表取締役 三浦 弘	東京都板橋区大山東町25番13号
株式会社トモズ	代表取締役 徳廣 英之	東京都文京区西片一丁目15番15号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

イ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1,455㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の設置はありません。

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗西側 駐輪場	36台
合計	36台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積	備考
店舗北東側 荷さばき施設	46.31m <sup>2</sup>	
合計	46m <sup>2</sup>	小数点以下四捨五入

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	備考
廃棄物保管施設		
店舗北東側 廃棄物保管施設 a	3.500m <sup>3</sup>	紙製廃棄物
店舗北東側 廃棄物保管施設 b	0.150m <sup>3</sup>	金属製廃棄物
店舗北東側 廃棄物保管施設 c	0.150m <sup>3</sup>	ガラス製廃棄物
店舗北東側 廃棄物保管施設 d	3.500m <sup>3</sup>	プラスチック製廃棄物
店舗北東側 廃棄物保管施設 f	0.500m <sup>3</sup>	生ごみ等
店舗北東側 廃棄物保管施設 g	0.500m <sup>3</sup>	その他可能性廃棄物
合計	8m <sup>3</sup>	小数点以下四捨五入

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社セリア	午前10時	午後8時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の設置はありません。

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場の設置はありません。

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
店舗北東側 荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

令和2年2月27日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年3月9日から令和2年7月9日



4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年3月9日から令和2年7月9日

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

## さいたま市告示第395号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市CSR施策推進支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市CSR施策推進支援業務

#### (2) 履行場所

さいたま市内外

#### (3) 業務概要

市内中小企業におけるCSR（企業の社会的責任）に係る取組の推進を図るため、「さいたま市CSRチャレンジ企業認証制度」に基づく認証審査及び認証企業に対する支援を行うとともに、市内中小企業に対する更なるCSRの普及促進に向け、新たな施策の企画・立案等を行うもの。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

#### (5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は10,560,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、「平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から提案期日までの間、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(4) 本招請日から提案期日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。

(5) 本招請日から提案期日までの間、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年5月1日施行）に基づく指名除外措置を受けていないこと。

(6) 市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を有すること。活動拠点を有しない場合は、拠点活動区域または優先活動区域を、市内又は埼玉県内とする専任担当者を配置できること。

### 3 企画提案に係る実施要項等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p070071.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和2年4月3日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和2年3月31日（火）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部経済政策課経済企画係

電話 048（829）1362

(3) 質問に対する回答予定日

令和2年4月2日（木）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p070071.html>

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

実施要項のとおり

(2) 提出期間

令和2年4月6日（月）から令和2年4月8日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出場所

4(2)ウに同じ

(5) 提案者の失格

以下に該当する提案者は、失格とする。

ア 2に定める要件を満たさなくなった提出者

イ 提出書類に虚偽の記載をした提出者

ウ 審査の公平性を害する行為を行った提出者

エ 1(5)に示す額を上回る額を積算内訳書に記載した提出者

## 6 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。企画提案書を提出した者は、必ず参加すること。

### (1) 実施日時・場所

実施要項のとおり

### (2) 実施方法

ア 参加人数

3人以内とする。

イ 説明時間

20分以内とする。終了後、別途、質疑応答の時間を10分設ける。

ウ 説明方法

(7) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこと。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認められない。

(イ) パソコン等を使用するのプレゼンテーションは不可とする。

## 7 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市CSR施策推進支援業務受託事業者選定委員会において企画提案書及び関連書類、事業者によるプレゼンテーションを基に審査を行い決定する。

なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

## 8 書類審査の不参加

企画提案書の提出後、特段の事情により本業務の書類審査に参加しない場合は、速やかに申し出ること

### (1) 提出書類

実施要項のとおり

### (2) 提出方法

持参又は郵送

### (3) 提出場所

4(2)ウに同じ

## 9 その他

(1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間があるものは、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) この企画提案書の提出等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(4) 詳細は、実施要項による。

## 10 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部経済政策課経済企画係

電話 048(829)1362

FAX 048(829)1944

**さいたま市告示第396号**

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和2年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類  
別紙のとおり（別紙省略）

### さいたま市告示第397号

東日本連携WEBサイト管理運営業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 東日本連携WEBサイト管理運営業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下、「名簿」という。）に、業務「製作等」の受注希望業務「製作／コンピュータ関連」に登載されていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成29年度以降に国又は地方公共団体を契約相手方とし、観光情報の発信を目的としたWEBサイト（観光情報を網羅的に発信するものに限る）。の製作業務の契約実績を有するもの。

#### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとともに、仕様書を貸与する。

- (1) 交付場所  
ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部観光国際課  
担当 荻原、仙波、原田 電話 048-829-1365
- (2) 交付期間  
公示の日から令和2年3月17日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時か

ら正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和2年3月17日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和2年3月19日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月24日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟 第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月24日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市経済局商工観光部経済政策課  
電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市経済局商工観光部観光国際課  
電話 048（829）1365

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他

ア 契約の相手方とは、地方自治体第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結する。従って、契約期間中であっても、予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

イ 履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立する。

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部観光国際課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。



## さいたま市告示第398号

さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約

#### (2) 需要場所

さいたま市立高砂小学校外161校 さいたま市浦和区岸町4-1-29外

#### (3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (4) 需給期間

令和2年5月1日から令和4年4月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「電気機器」内の営業種目「通信用機械器具」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による登録を受けている者であること。

(5) 契約期間中に安定的、かつ、確実に固定電話通信サービスを提供することができる者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課  
担当 財務係 桑原 電話 048(829)1635

#### (2) 交付期間

告示の日から令和2年3月25日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年3月27日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月15日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月15日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課  
電話 048（829）1623　FAX 048（829）1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課  
電話 048（829）1635　FAX 048（829）1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第399号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
長尾 千紗代
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
長尾 千紗代
  - (2) 所在地  
(省略)
- 3 確認の年月日  
令和2年2月1日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設
- 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）の場合に限る。

さいたま市告示第400号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
小鹿 菜摘
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
小鹿 菜摘
  - (2) 所在地  
(省略)
- 3 確認の辞退の年月日  
令和元年12月24日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設
- 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）の場合に限る。

さいたま市告示第401号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
土谷 加寿美
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
土谷 加寿美
  - (2) 所在地  
(省略)
- 3 確認の辞退の年月日  
令和2年2月8日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設
- 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）  
の場合に限る。

さいたま市告示第402号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
伊藤 千尋
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
伊藤 千尋
  - (2) 所在地  
(省略)
- 3 確認の辞退の年月日  
令和2年2月29日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設
- 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）の場合に限る。

**さいたま市告示第403号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市緑区大字代山字本村938番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和元年9月2日  
第 開 - S 2 0 1 9 0 4 0 号
- 4 検査済証番号  
令和2年3月10日  
第 完 - S 2 0 1 9 0 4 0 号



**さいたま市告示第404号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区堀の内町二丁目115番1、115番3、116番1、116番4、117番1、118番1、119番、119番2、120番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年 2月26日

第変-N2019044号

4 検査済証番号

令和2年 3月10日

第完-N2019044号

**さいたま市告示第405号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字二ツ宮字窪田253番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年 8月21日

第開 - N2019060号

4 検査済証番号

令和2年 3月10日

第完 - N2019060号

さいたま市告示第406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区本郷町1295番3、1295番4、1295番5、1295番6、1295番7、  
1301番3、1301番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境2丁目2番2号

株式会社 飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎

3 許可番号

令和元年12月16日

第開-N2019122号

4 検査済証番号

令和2年3月10日

第完-N2019122号

**さいたま市告示第407号**

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第408号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第409号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区大門町3-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

**さいたま市告示第410号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字笹久保字宮野1706番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年 7月 2日

第開 - N2019033号

4 検査済証番号

令和2年 3月10日

第完 - N2019033号

さいたま市告示第411号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年3月16日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
3月 7日	猫	浦和区岸町	雑種	オス	茶トラ	2-5歳	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159



**さいたま市告示第412号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 （省略）
- (2) 氏名 （省略）

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区植竹町一丁目103番13
- (2) 指定の年月日 令和2年3月10日
- (3) 指定の番号 第北19-034号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 31.50m

**さいたま市告示第413号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和2年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 指定した施設・事業所**

**(1) はまりハDayスタジオ青葉**

ア 事業所住所 神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目1番地の7

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 申請者 株式会社はまりハ

エ 申請者住所 神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目1番地の7

オ 代表者 代表取締役 白居 優

カ 指定番号 1493700528

キ 指定年月日 令和元年11月1日

**2 連絡先**

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048-829-1265

さいたま市告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字上山口新田字悪水向484番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年12月 5日

第変・N2019056号

4 検査済証番号

令和2年 3月11日

第完・N2019056号

さいたま市告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市中央区円阿弥四丁目597番6、600番3、601番(第二工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
(省略)
- 3 許可番号  
平成31年4月15日  
第 変 - S 3 0 1 0 8 号
- 4 検査済証番号  
令和2年3月11日  
第 完 2 S 3 0 1 0 8 号

## さいたま市告示第416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年3月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンモール与野

所在地 さいたま市中央区本町西5丁目2番9号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 池谷 幹男

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

の  
氏名

(変更前) イオンリテール株式会社を含む62社

別表「小売業者一覧表（変更前）」参照

(変更後) イオンリテール株式会社を含む50社

別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

(4) 変更の年月日

別表「小売業者一覧表（変更前）」及び「小売業者一覧表（変更後）」参照

(5) 変更する理由

小売業者の退店、新規出店、代表者氏名変更、住所変更、名称変更による。

### 2 届出年月日

令和2年3月3日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年3月12日から令和2年7月13日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5-7-10

電話 048（840）6013

FAX 048（840）6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年3月12日から令和2年7月13日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

別表「小売業者一覧表」変更前						
						小売業を行う者の代表者変更
						小売業を行う者の住所変更
						小売業を行う者の名称変更
						小売業を行う者の退店
No.	小売業者名	代表者職・氏名	住 所	主たる販売品目	変更の年月日	変更内容
1	イオンリテール(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	生鮮食品他	平成31年3月1日	代表者変更
2	イオンペット(株)	代表取締役 小玉 毅	千葉県市川市南八幡4-17-8 コスモス本八幡1階	ペットショップ	平成30年5月18日	代表者変更
3	(株)大谷	代表取締役 堂田 尚子	新潟県新潟市江南区亀田工業団地1丁目3番5号	印章		
4	(株)ワールド	代表取締役 上山 健二	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1	アパレル	令和1年8月31日	退店
5	(株)良品計画	代表取締役 松崎 暁	東京都豊島区東池袋4-26-3	生活雑貨		
6	(株)オンワード樫山	代表取締役 廣内 武	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	アパレル	平成29年3月1日	代表者変更
7	(株)タオル美術館	代表取締役 越智 康行	東京都港区白金台三丁目19番1号	ホームファッション	令和1年8月31日	退店
8	(株)CHELSEA New York	代表取締役 北方 康弘	石川県加賀市宮地町子 87-1	文化洋品雑貨	平成29年1月31日	退店
9	(株)アダストリア	代表取締役 福田 三千男	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル2F	婦人服・洋品	平成25年9月1日	住所変更
10	ローラアシュレイジャパン(株)	代表取締役 前川 浩司	東京都渋谷区神宮前三丁目35番8号ハニービル青山	アパレル・ホームファッション	令和1年8月31日	退店
11	(株)ストライプインターナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山県岡山市北区幸町2-8	婦人衣料		
12	(株)ソックスジャパン	代表取締役 前田 裕介	東京都千代田区東神田2-8-7 兵井ビル2F	婦人アパレル	平成28年8月20日	退店
13	(有)ハートマーケット	櫻井 明	群馬県前橋市川原町377-31	婦人服・洋品	平成22年8月25日	住所変更
14	日本ケンタッキー・フライド・チキン(株)	代表取締役 近藤 正樹	東京都渋谷区恵比寿南1-15-1	フライドチキン	平成29年2月27日	住所変更
15	(株)フロジャポン	代表取締役 梅木 郁男	東京都武蔵野市西久保1-25-8	洋菓子		
16	ロイヤル商事(株)	代表取締役 原田 洋司	東京都豊島区池袋1丁目7番17号	洋菓子		
17	(株)ホットランド	代表取締役 佐瀬 守男	東京都中央区新富1丁目9番6号 新富1丁目ビル4F	たこ焼き		
18	(株)キャメル珈琲	代表取締役 尾田 信夫	東京都世田谷区代田2-31-8	食品その他		
19	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	東京都大田区蒲田5丁目37番地1号	衣料大型専門		
20	(株)ベルーナ	安野 清	埼玉県上尾市宮本町4-2	衣料大型専門		
21	(株)ディーエイテシー	代表取締役 高橋 芳枝	東京都港区南麻布2丁目7番1号	化粧品		
22	(株)ティムティム	代表取締役 藤木 慎一	千葉県香取市小見川 5726-3	アパレル	令和1年8月31日	退店
23	(株)ツツミ	代表取締役 互 智司	埼玉県蕨市中央4丁目24-26	ポピュラー		
24	(有)ワールドワイドウォークプロジェクト	代表取締役 中川 寿則	新潟県新潟市東区前通6番町 1060-1	宝飾雑貨	平成28年8月20日	退店
25	(株)メガスポーツ	代表取締役 南山 学	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番地9	住居余暇大型	平成28年6月1日	住所変更
26	キンパレー(株)	代表取締役 岩坪 謙吉	東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル5階	メガネ		
27	(株)メックス	代表取締役 富永 幸男	東京都青梅市河辺町五丁目10番地の1	紳士・婦人衣料	平成28年9月30日	退店
28	(株)エービーシー・マート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番地5	靴		
29	エディバウアージャパン(株)	代表取締役 マティアス・エンゲル	東京都世田谷区若林 1-18-10	アパレル		
30	(株)シーズメン	代表取締役 梶島 正司	東京都中央区日本橋小伝馬町 13-4	アパレル	平成29年8月31日	退店
31	(株)コックス	代表取締役 吉竹 英典	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	アパレル	平成30年5月22日	代表者変更
32	(株)ジーフット	代表取締役 堀江 泰文	愛知県名古屋市中区今池3-4-10	靴	平成28年9月1日	住所変更
					令和1年5月24日	代表者変更
33	東京シャツ(株)	代表取締役 五十部 雅昭	東京都千代田区東神田 2-8-12	シャツ	平成29年7月1日	住所変更
					平成30年4月25日	代表者変更
34	リフォームスタジオ(株)	代表取締役 豆輪 亮二	東京都中央区日本橋浜町2-62-6	リフォーム	平成29年5月20日	代表者変更
35	(株)ライトオン	代表取締役 横内 達治	茨城県つくば市吾妻1-11-1	アパレル	平成30年4月1日	代表者変更
					令和1年5月31日	住所変更

36	(株) おく田	代表取締役 奥田 隆	岐阜県岐阜市神田町6-18	靴	令和1年8月31日	退店
37	(株) ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	婦人服・洋品	平成29年3月1日	名称変更
38	(株) バル	代表取締役 井上 隆太	大阪府大阪市中央区北浜3-5-29	婦人服・洋品	平成28年9月1日	名称変更
					平成30年5月7日	住所変更
39	フリースタイル(有)	代表取締役 アドニ・ツビィ	東京都練馬区中村北2-18-10	服飾雑貨	平成28年8月31日	退店
40	(株) 未来屋書店	代表取締役 羽牟 秀幸	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地	住居余暇大型	平成30年4月21日	代表者変更
41	(株) 冒険王	代表取締役 堀岡 洋行	広島県広島市安佐北区可部4-1-10	文具・玩具		
42	アイジャパン(株)	代表取締役 澤田 泰行	埼玉県さいたま市北区宮原町1-505-1	メガネ		
43	(株) ダブリュ・アイ・システム	代表取締役 高橋 啓蔵	東京都豊島区池袋2-43-1	メガネ		
44	(株) キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知県高知市本町4-1-16	カメラOPE	平成27年6月23日	代表者変更
45	(株) ローソンHMVエンタテインメント	代表取締役 坂本 健	東京都品川区大崎一丁目11番2号	CDレコード	平成30年3月1日	代表者変更
					平成30年6月1日	名称変更
46	(株) カトレア	代表取締役 岸 克巳	茨城県古河市尾崎2934-15	ファンシー雑貨		
47	(株) クリエイティブコーポ	代表取締役 脇田 健介	長野県長野市大字高田667-16	ファンシー雑貨	平成28年8月20日	退店
48	(株) ザ・クロックハウス	代表取締役 大野 禎太郎	東京都中央区京橋1-11-2	時計		
49	(株) 二葉屋	代表取締役 五十嵐 榮一	新潟県南魚沼市六日町76-1	呉服		
50	(株) アミナコレクション	代表取締役 進藤 さわと	神奈川県横浜市緑区鶴居4-50-1	エスニック雑貨		
51	(株) ノジマ	代表取締役 野島 廣司	神奈川県相模原市中央区横山1丁目1番1号	電話		
52	(株) カンガルー堂	代表取締役 田島 邦夫	千葉県千葉市中央区弁天3-8-27	靴	令和1年8月31日	退店
53	(株) タカキュー	代表取締役 大森 尚昭	東京都板橋区板橋3-9-7	紳士服		
54	はるやま商事(株)	代表取締役 治山 正史	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	婦人服・洋品		
55	(株) ブギーインターナショナル	代表取締役 中山 善夫	大阪府大阪市中央区安土町3-3-9	婦人服・洋品		
56	(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	代表取締役 白川 篤典	愛知県名古屋市長区上社一丁目901番地	ファンシー雑貨		
57	マザーエイズジャパン(株)	代表取締役 根来 豊	東京都江戸川区篠崎町6-14-15	子供アパレル	令和1年8月31日	退店
58	(株) チュチュアンナ	代表取締役 上田 利昭	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-10-2	靴下・アパレル	平成28年8月31日	退店
59	(株) ミキハウストレード	代表取締役 木村 隆一	大阪府八尾市若林町1-76-2	子供衣料	平成29年8月31日	退店
60	(株) ハビネス・アンド・ディ	代表取締役 田 泰夫	東京都中央区銀座1-16-1	服飾雑貨	平成29年3月31日	退店
61	(株) プラスハート	代表取締役 松尾 正司	大阪府大阪市中央区北浜1-9-9	文化洋品雑貨	平成30年5月1日	退店
62	(株) 大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	文化洋品雑貨	平成30年3月1日	代表者変更



別表「小売業者一覧表」変更後						
						小売業を行う者の代表者変更
						小売業を行う者の住所変更
						小売業を行う者の名称変更
						小売業を行う者の新規出店
No.	小売業者名	代表者職・氏名	住 所	主たる販売品目	変更の年月日	変更内容
1	イオンリテール(株)	代表取締役 井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	生鮮食品他	平成31年3月1日	代表者変更
2	イオンペット(株)	代表取締役 辻 晴芳	千葉県市川市南八幡4-17-8 コスモス本八幡1階	ペットショップ	平成30年5月18日	代表者変更
3	(株)大谷	代表取締役 堂田 尚子	新潟県新潟市江南区亀田工業団地1丁目3番5号	印章		
4	(株)良品計画	代表取締役 松崎 暁	東京都豊島区東池袋4-26-3	生活雑貨		
5	(株)オンワード樺山	代表取締役 大澤 道雄	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	アパレル	平成29年3月1日	代表者変更
6	(株)アダストリア	代表取締役 福田 三千男	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	婦人服・洋品	平成25年9月1日	住所変更
7	(株)ストライプインターナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区幸町2番8号	婦人衣料		
8	(有)ハートマーケット	櫻井 明	群馬県前橋市川原町一丁目28番地7	婦人服・洋品	平成22年8月25日	住所変更
9	日本ケンタッキー・フライド・チキン(株)	代表取締役 近藤 正樹	神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目4番5号	フライドチキン	平成29年2月27日	住所変更
10	(株)フロジャポン	代表取締役 梅木 郁男	東京都武蔵野市西久保1-25-8	洋菓子		
11	ロイヤル商事(株)	代表取締役 原田 洋司	東京都豊島区池袋1丁目7番17号	洋菓子		
12	(株)ホットランド	代表取締役 佐瀬 守男	東京都中央区新富1丁目9番6号 新富1丁目ビル4F	たこ焼き		
13	(株)キャメル珈琲	代表取締役 尾田 信夫	東京都世田谷区代田2-31-8	食品その他		
14	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	東京都大田区蒲田5丁目37番地1号	衣料大型専門		
15	(株)ペルーナ	安野 清	埼玉県上尾市宮本町4-2	衣料大型専門		
16	(株)ディーエイチシー	代表取締役 高橋 芳枝	東京都港区南麻布2丁目7番1号	化粧品		
17	(株)ツツミ	代表取締役 互 智司	埼玉県蕨市中央4丁目24-26	ポピュラー		
18	(株)メガスポーツ	代表取締役 南山 学	東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号	住居余暇大型	平成28年6月1日	住所変更
19	キンバレー(株)	代表取締役 岩坪 謙吉	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	メガネ		
20	(株)エービーシー・マート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番地5	靴		
21	エディバウアー・ジャパン(株)	代表取締役 マティアス・エンゲル	東京都世田谷区若林 1-18-10	アパレル		
22	(株)コックス	代表取締役 寺脇 栄一	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	アパレル	平成30年5月22日	代表者変更
23	(株)ジーフット	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川1-23-5	靴	平成28年9月1日	住所変更
					令和1年5月24日	代表者変更
24	東京シャツ(株)	代表取締役 鈴木 弘之	東京都台東区駒形一丁目3番16号	シャツ	平成29年7月1日	住所変更
					平成30年4月25日	代表者変更
25	リフォームスタジオ(株)	代表取締役 牧 和男	東京都中央区日本橋浜町2-62-6	リフォーム	平成29年5月20日	代表者変更
26	(株)ライトオン	代表取締役 川崎 純平	茨城県つくば市小野崎260-1	アパレル	平成30年4月1日	代表者変更
					令和1年5月31日	住所変更
27	(株)ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	アパレル	平成29年3月1日	名称変更
28	(株)バルグループホールディングス	代表取締役 井上 隆太	大阪市中央区道修町三丁目6番1号	アパレル	平成28年9月1日	名称変更
					平成30年5月7日	住所変更
29	(株)未来屋書店	代表取締役 松田 裕史	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地	住居余暇大型	平成30年4月21日	代表者変更
30	(株)冒険王	代表取締役 堀岡 洋行	広島県広島市安佐北区可部4-1-10	文具・玩具		
31	アイジャパン(株)	代表取締役 澤田 泰行	埼玉県さいたま市北区宮原町1-505-1	メガネ		
32	(株)ダブリュ・アイ・システム	代表取締役 高橋 啓蔵	東京都豊島区池袋2-43-1	メガネ		
33	(株)キタムラ	代表取締役 浜田 宏幸	高知県高知市本町4-1-16	カメラDPE	平成27年6月23日	代表者変更
34	(株)ローソンエンタテインメント	代表取締役 渡辺 章仁	東京都品川区大崎一丁目11番2号	CDレコード	平成30年3月1日	代表者変更
					平成30年6月1日	名称変更
35	(株)カトレア	代表取締役 岸 克巳	茨城県古河市尾崎2934-15	ファンシー雑貨		

36	(株) ザ・クロックハウス	代表取締役 大野 祿太郎	東京都中央区京橋1-11-2	時計		
37	(株) ニ葉屋	代表取締役 五十嵐 栄一	新潟県南魚沼市六日町76-1	呉服		
38	(株) アミナコレクション	代表取締役 進藤 さわと	神奈川県横浜市緑区鶴居4-50-1	エスニック雑貨		
39	(株) ノジマ	代表取締役 野島 廣司	神奈川県相模原市中央区横山1丁目1番1号	電話		
40	(株) タカキュー	代表取締役 大森 尚昭	東京都板橋区板橋3-9-7	紳士服		
41	はるやま商事(株)	代表取締役 治山 正史	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	婦人服・洋品		
42	(株) ブギーインターナショナル	代表取締役 中山 善夫	大阪府大阪市中央区安土町3-3-9	婦人服・洋品		
43	(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	代表取締役 白川 篤典	愛知県名古屋市長区上社一丁目901番地	ファンシ雑貨		
44	(株) 大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	文化洋品雑貨	平成30年3月1日	代表者変更
45	(株) ティップトップ	代表取締役 手塚 正道	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目10番7号	婦人服・洋品	平成29年4月28日	新規出店
46	(株) アルカスインターナショナル	代表取締役 内山 誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1	婦人服・洋品	平成30年6月1日	新規出店
47	株式会社キャン	代表取締役 立花 隆央	東京都中央区銀座四丁目12番15号	婦人服・洋品	平成30年9月7日	新規出店
48	FUTONTO(株)	代表取締役 齊藤 淨一	東京都町田市原町田四丁目18番8号武川ビル3F	寝具・寝装品	平成28年11月1日	新規出店
49	(株) エーエスピー	代表取締役 一見 勉	東京都港区南青山2-27-27 丸八青山ビル5F	煙草	平成30年11月1日	新規出店
50	(株) タカヨシ	代表取締役 高品 政明	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地	青果	平成28年11月1日	新規出店

## さいたま市告示第417号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年3月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン大宮店

所在地 さいたま市北区櫛引町2丁目574番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 池谷 幹男

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 若林 辰雄

(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 池谷 幹男

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社を含む22社

別表「小売業者一覧表（変更前）」参照

(変更後) イオンリテール株式会社を含む16社

別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

(4) 変更の年月日

ア 平成31年4月1日

イ 別表「小売業者一覧表（変更前）」及び「小売業者一覧表（変更後）」参照

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更による。

イ 小売業者の退店、新規出店、代表者氏名変更、住所変更、名称変更による。

### 2 届出年月日

令和2年3月3日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年3月12日から令和2年7月13日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年3月12日から令和2年7月13日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

別表「小売業者一覧表(変更前)」						
						小売業を行う者の代表者変更
						小売業を行う者の住所変更
						小売業を行う者の名称変更
						小売業を行う者の退店
No.	小売業者名	代表者職・氏名	住 所	主たる販売品目	変更の年月日	変更内容
1	イオンリテール(株)	代表取締役 村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	総合小売業	平成31年3月1日	代表者変更
2	(株) 茶の一茶	代表取締役 小林 明	埼玉県狭山市入間川3丁目21番6号	茶		
3	(株) ウエルダン	代表取締役 渡邊 仁	東京都世田谷区尾山台1-2-26	婦人服・洋品	平成27年8月31日	退店
4	(株) 誠美堂	代表取締役 余湖 秀夫	東京都板橋区徳丸2-23-13	宝石・宝飾		
5	(株) 天野屋	代表取締役 天野 昇	神奈川県川崎市川崎区駅前本町4-16	衣料品	令和1年8月31日	退店
6	(株) キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知県高知市本町4-1-16	カメラDPE	平成27年6月23日	代表者変更
7	(株) 黒船屋	代表取締役 笠間 朗	群馬県みどり市大間々町大間々1455-17	生活雑貨	平成30年2月28日	退店
8	愛眼(株)	代表取締役 佐々 栄治	大阪府大阪市天王寺区大道4丁目9番12号	メガネ	平成27年6月26日	代表者変更
9	(株) ドゥース・ドゥ	代表取締役 戒野 充代	東京都渋谷区西原3-17-11	婦人服・洋品	平成29年8月31日	退店
10	(有) フルマーク	代表取締役 住谷 勝敬	東京都町田市成瀬5092-3	婦人服・洋品	平成24年8月31日	退店
11	(株) パティズ	代表取締役 齋藤 啓一	福島県会津若松市宮町5-14	ファンシ雑貨	平成27年3月1日	住所変更
12	(株) 絵里香	代表取締役 館 正光	埼玉県さいたま市西遊馬1345-7	婦人服・洋品	平成28年12月1日	代表者変更
					平成28年12月1日	住所変更
13	(株) きょうしん	代表取締役 小山 昌人	群馬県前橋市千代田町5-10-6	婦人服・洋品	平成25年8月31日	退店
14	(株) ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	婦人服・洋品	平成29年3月1日	名称変更
15	ファイテン(株)	代表取締役 平田 好宏	京都府中京区烏丸通錦小路角手洗水町678	健康雑貨	平成24年8月31日	退店
16	(株) 不二家	代表取締役 櫻井 康文	東京都文京区大塚2-15-6	食料品	平成28年8月31日	退店
17	(株) あられや源兵衛	代表取締役 永井 洋	栃木県栃木市西方町本城1157-1	食料品	平成30年2月28日	退店
18	イオンペット(株)	代表取締役 小川 明弘	千葉県市川市南八幡4-17-8	ペット	平成30年5月18日	代表者変更
19	(株) ビュー	代表取締役 林田 和昭	大阪大阪市西成区梅南1-7-31	衣料品・玩具	平成28年8月31日	退店
20	(株) 未来屋書店	代表取締役 中山 章	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地	書籍	平成30年4月21日	代表者変更
21	(株) バンダレコード	代表取締役 小日向 義廣	埼玉県所沢市日吉町2-2	CD	平成28年8月31日	退店
22	(株) シーズプランニング	代表取締役 関 好邦	東京都練馬区南田中4-4-5	婦人服・洋品	平成29年11月16日	住所変更
					平成30年6月28日	代表者変更

別表「小売業者一覧表(変更後)」						
						小売業を行う者の代表者変更
						小売業を行う者の住所変更
						小売業を行う者の名称変更
						小売業を行う者の新規出店
No.	小売業者名	代表者職・氏名	住 所	主たる販売品目	変更の年月日	変更内容
1	イオンリテール(株)	代表取締役 井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	総合小売業	平成31年3月1日	代表者変更
2	(株) 茶の一茶	代表取締役 小林 明	埼玉県狭山市入間川3丁目21番6号	茶		
3	(株) 誠美堂	代表取締役 余湖 秀夫	東京都板橋区徳丸2-23-13	宝石・宝飾		
4	(株) キタムラ	代表取締役 浜田 宏幸	高知県高知市本町4-1-16	カメラDPE	平成27年6月23日	代表者変更
5	愛眼(株)	代表取締役 下条 三千夫	大阪府大阪市天王寺区大道4丁目9番12号	メガネ	平成27年6月26日	代表者変更
6	(株) パティズ	代表取締役 齋藤 啓一	福島県会津若松市インター西31番地	ファンシ雑貨	平成27年3月1日	住所変更
7	(株) 絵里香	代表取締役 玉山 一男	愛知県一宮市南出町86-1	婦人服・洋品	平成28年12月1日	代表者変更
					平成28年12月1日	住所変更
8	(株) ハニースホールディングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	婦人服・洋品	平成29年3月1日	名称変更
9	イオンペット(株)	代表取締役 辻 晴芳	千葉県市川市南八幡4-17-8	ペット	平成30年5月18日	代表者変更
10	(株) 未来屋書店	代表取締役 松田 裕史	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地	書籍	平成30年4月21日	代表者変更
11	(株) シーズブランニング	代表取締役 広瀬 智英	東京都中野区弥生町一丁目9番8号 トーソービル5F	婦人服・洋品	平成29年11月16日	住所変更
					平成30年6月28日	代表者変更
12	株式会社まるほ商店	代表取締役 堀 雅之	東京都中央区日本橋横山町5-8	婦人服・洋品	平成30年3月1日	新規出店
13	佐々木 順	代表取締役 佐々木 順	埼玉県川口市青木5-17-40 アミテラス302	婦人服・洋品	平成30年6月25日	新規出店
14	(株) カロ	代表取締役 宇澤 信夫	大阪府大阪市中央大手前1-7-31OMMビル	婦人服・洋品	平成30年3月10日	新規出店
15	(株) チョダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	靴	平成30年3月1日	新規出店
16	(株) キャンドウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー33F	衣料大型専門	平成30年8月31日	新規出店

**さいたま市告示第418号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区大字大谷口字細野709番2、709番3、709番5、709番6、710番3、711番1、717番、718番、719番、1023番4、1023番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区辻四丁目11番12号

社会福祉法人 なないろ会 理事長 三須 亜由美

3 許可番号

令和元年5月31日

第 開 - S 2 0 1 9 0 0 1 号

4 検査済証番号

令和2年3月11日

第 完 - S 2 0 1 9 0 0 1 号

## さいたま市告示第419号

（仮称）EAST JAPAN SAKE FES 2020 企画・運營業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを開始します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年3月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

（仮称）EAST JAPAN SAKE FES 2020 企画・運營業務

#### (2) 履行場所

パレスホテル大宮ほか

#### (3) 業務概要

プロポーザル実施要項及び要求事項のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和2年9月30日まで

#### (5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は18,203,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「イベント・催事」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から企画提案書等提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

### 3 企画提案に係るプロポーザル実施要項等の交付

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p070842.html>

#### (2) 交付期間

本招請日から令和2年4月10日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）



#### 4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次の方法で質問することができる。詳細はプロポーザル実施要項を参照すること。

##### (1) 受付期間

本招請日から令和2年3月27日（金）午後4時まで

##### (2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。

メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部経済政策課 経済企画係

##### (3) 質問に対する回答

令和2年3月30日（月）までに行う。

##### (4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p070842.html>

#### 5 企画提案書等の提出

プロポーザル実施要項及び要求事項を熟読の上、提出すること。

##### (1) 提出書類

実施要項のとおり

##### (2) 提出期間

本招請日から令和2年4月10日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

##### (3) 提出場所

4(2)ウに同じ

##### (4) 提出方法

持参

##### (5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ プレゼンテーションに参加しなかったものが提出した企画提案書

オ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

#### 6 プレゼンテーション

企画提案書等の提出者は、企画提案書の内容を補完するため、プレゼンテーションを行うものとする。なお、プレゼンテーションの詳細については、プロポーザル 実施要項を参照すること。

#### 7 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、（仮称）EAST JAPAN SAKE FES 2020 企画・運営業務業者選定委員会により審査を行い決定する。

#### 8 特記事項

本業務に係る予算が本市議会で可決されない場合又はその他の理由により本業務が実施できない場合には、どの提案者とも契約を締結しないことがある。

#### 9 その他

- (1) 企画提案書提出期限日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、プロポーザル実施要項及び要求事項による。

#### 10 連絡先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部経済政策課 経済企画係

電話 048（829）1362

FAX 048（829）1944

**さいたま市告示第420号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、さいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合から、任期満了に伴う改選により、理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 就任した理事の氏名及び住所  
（省略）

さいたま市告示第421号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書

令和元年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和2年3月13日から令和2年3月19日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

（1）担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

（2）電話 048（829）1278

**さいたま市告示第422号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第423号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第424号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第425号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305



(別紙)

変更の届出のあった医療機関

医療機関の名称	住所	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
(医)博友会 友愛みぬまクリ ニック	さいたま市見沼 区大字南中丸 623-2	医療機関等の名 称の変更	医療法人 博友 会 友愛中川ク リニック	医療法人 博友 会 友愛みぬま クリニック	令和2年3月2日
(医)博友会 友愛みぬまクリ ニック	さいたま市見沼 区大字南中丸 623-2	医療機関等の所 在地の変更	さいたま市見沼 区中川241- 5	さいたま市見沼 区大字南中丸 623-2	令和2年3月2日

**さいたま市告示第426号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医師

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第427号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第428号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・1・5号 上尾バイパス線

2 縦覧場所

さいたま市 建設局 土木部 広域道路推進室

**さいたま市告示第429号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業1・4・2号 高速埼玉中央道路

2 縦覧場所

さいたま市 建設局 土木部 広域道路推進室

**さいたま市告示第430号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・1・4号 新大宮バイパス線

2 縦覧場所

さいたま市 建設局 土木部 広域道路推進室

さいたま市告示第431号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 3月 6日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 118台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/03/02	南浦和駅東口	埼玉県警11-1573791	H1D49658		
2020/03/02	南浦和駅東口	埼玉県警18-8048275	B7L75276		
2020/03/02	南浦和駅西口	埼玉県警19-195070385	FC9H04110		
2020/03/02	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7156427	A15AJ11743		
2020/03/02	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7010518	A16PA17496		
2020/03/02	西浦和駅	不明	CA1V4250		
2020/03/03	東浦和駅	埼玉県警13-3401965	S2K46996		
2020/03/03	南浦和駅東口	埼玉県警14-4294421	SNH136629		
2020/03/03	南浦和駅東口	埼玉県警18-8450511	B8C93716		
2020/03/04	南浦和駅西口	赤羽F-30308	GA3J01061		
2020/03/04	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8166024	T17F01038		
2020/03/04	武蔵浦和駅	埼玉県警13-3529516	A13AF67176		
2020/03/05	南浦和駅東口	埼玉県警18-8523435	SL18090463		
2020/03/05	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8013916	SA703065		
2020/03/06	東浦和駅	埼玉県警20-200229398	B9D75317		
2020/03/06	東浦和駅	埼玉県警17-7302120	S7B035312		
2020/03/06	東浦和駅	埼玉県警14-4174883	B3X05627		
2020/03/06	南浦和駅東口	埼玉県警17-7531329	A17AG05967		
2020/03/06	南浦和駅西口	高津0191973	F6F07668		



# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/03/02	大宮駅西口	埼玉県警17-7204578	V161117565		
2020/03/02	大宮駅西口	埼玉県警17-7002950	S6L019781		
2020/03/02	大宮駅西口	埼玉県警06-6458540	GF6H73872		
2020/03/02	大宮駅西口	原宿72031	G44F00349		
2020/03/02	宮原駅西口	埼玉県警99-9274465	M9E19809		
2020/03/02	東大宮駅東口	埼玉県警19-191741978	A19AB09939		
2020/03/02	東大宮駅西口	埼玉県警19-193592759	F190696797		
2020/03/02	七里駅	山形県警860008	9W00420		
2020/03/02	七里駅	埼玉県警18-8117019	TC3XC2318		
2020/03/02	加茂宮駅	埼玉県警19-193786260	STRJF05876		
2020/03/03	大宮駅東口	埼玉県警14-4547518	AMC0102		
2020/03/03	新都心駅東口	埼玉県警19-193840736	GC8K05608		
2020/03/04	大宮駅東口	埼玉県警19-190180611	B1B20220		
2020/03/04	大宮駅西口	埼玉県警18-8332???	FC3A03011		
2020/03/04	宮原駅西口	埼玉県警08-8046449	P76P03174		
2020/03/04	土呂駅西口	埼玉県警20-200001311	H7121026		
2020/03/04	東大宮駅東口	埼玉県警05-5241573	KL50345320		
2020/03/04	東大宮駅東口	埼玉県警10-0413265	06C9603		
2020/03/04	東大宮駅西口	埼玉県警14-4598211	T24KF295		
2020/03/04	七里駅	埼玉県警11-1634677	S0H6023		
2020/03/04	新都心駅東口	埼玉県警19-190016820	SSI001215		
2020/03/05	大宮駅東口	埼玉県警18-8263566	STQAF04378		
2020/03/05	大宮駅東口	埼玉県警18-8117573	JH7K27887		
2020/03/05	大宮駅東口	埼玉県警06-6293871	G64G73009		
2020/03/05	大宮駅東口	埼玉県警19-192387027	B0L74048		
2020/03/05	大宮駅東口	埼玉県警17-7159353	B6J79257		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/03/05	大宮駅東口	埼玉県警17-7228543	B7C02054		
2020/03/05	大宮駅東口	埼玉県警20-201030897	STK338001		
2020/03/05	大宮駅西口	埼玉県警17-7002327	T16CG042		
2020/03/05	宮原駅東口	埼玉県警18-8147545	C9CL7894		
2020/03/05	宮原駅東口	埼玉県警20-200550145	A19AH38070		
2020/03/05	宮原駅東口	埼玉県警15-5134915	V141224568		
2020/03/05	宮原駅東口	不明	LZ8K02704		
2020/03/05	宮原駅西口	埼玉県警17-7136930	TB6AF620		
2020/03/05	東大宮駅東口	埼玉県警19-191741820	GC8K05001		
2020/03/05	東大宮駅東口	埼玉県警15-5547741	C19HF341		
2020/03/05	東大宮駅東口	埼玉県警17-7512046	H08E0428		
2020/03/05	東大宮駅東口	埼玉県警19-193788700	A19AE15431		
2020/03/05	東大宮駅東口	埼玉県警17-7392837	A16AI13199		
2020/03/05	東大宮駅東口	不明	QS9E03907		
2020/03/05	東大宮駅東口	埼玉県警17-7217141	S7B038875		
2020/03/06	大宮駅東口	埼玉県警19-193260179	A19AA28378		
2020/03/06	大宮駅西口	埼玉県警19-191265416	H9F06117		
2020/03/06	大宮駅西口	埼玉県警15-5538618	F50829473		
2020/03/06	宮原駅西口	埼玉県警13-3293570	A13AG15811		
2020/03/06	東大宮駅西口	埼玉県警16-6108174	GC5K15584		
2020/03/06	七里駅	埼玉県警13-3474156	F121278073		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/03/02	浦和駅東口	埼玉県警19-193115314	STSBF08889		
2020/03/02	浦和駅西口	埼玉県警02-2558271	C92D9476		
2020/03/02	北浦和駅西口	埼玉県警16-6023973	QL150800348		
2020/03/02	北浦和駅西口	埼玉県警14-4251397	H4E92068		
2020/03/02	北浦和駅西口	埼玉県警20-200144023	STSJY01916		
2020/03/02	新都心駅西口	埼玉県警11-1501066	SLE067129		
2020/03/02	北与野駅	埼玉県警16-6507743	B6A52404		
2020/03/02	南与野駅	埼玉県警19-192479789	B9073809		
2020/03/02	南与野駅	埼玉県警07-7394864	SHB02767		
2020/03/03	浦和駅東口	埼玉県警18-8468438	SSI017302		
2020/03/03	浦和駅西口	埼玉県警18-8523233	VF18100638		
2020/03/03	北浦和駅東口	埼玉県警18-8218713	FC8A03038		
2020/03/03	北浦和駅西口	群馬県警30538875	A16AB23075		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警15-5269825	JH5A01186		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-192137217	STRJZ01460		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警18-8514032	SSH047068		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-192668689	SVTB03373		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-192697131	A19AB24155		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-194866054	S0B22830		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警17-7176477	S9601038		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警15-5362427	S0K027672		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-194960948	T8CAG776		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警18-8323834	GX7J24122		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-191327063	T18A07110		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警17-7104901	A16AH24046		
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警12-2532255	CD08109817		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/03/03	北浦和駅西口	埼玉県警14-4211433	B4A43048		
2020/03/03	北与野駅	埼玉県警19-190183963	A18MK23465		
2020/03/03	南与野駅	埼玉県警08-8444426	S8F31473		
2020/03/03	南与野駅	埼玉県警18-8017928	A16HA04119		
2020/03/04	浦和駅東口	埼玉県警19-194227507	A19AF14150		
2020/03/04	浦和駅西口	埼玉県警19-190997804	BC1823294		
2020/03/04	北浦和駅西口	不明	V170810448		
2020/03/04	与野駅東口	埼玉県警18-8271347	V180415361		
2020/03/04	与野本町駅	埼玉県警15-5130952	S0L080908		
2020/03/04	与野本町駅	不明	S8J28951		
2020/03/04	与野本町駅	埼玉県警18-8226122	A17PL10187		
2020/03/05	北浦和駅東口	埼玉県警19-194964552	K20190800728		
2020/03/06	浦和駅西口	埼玉県警11-1631616	S1C95917		
2020/03/06	浦和駅西口	埼玉県警17-7104710	T16L5076		
2020/03/06	北浦和駅東口	埼玉県警13-3509432	SNG145313		
2020/03/06	北浦和駅東口	埼玉県警17-7246345	H6J24213		
2020/03/06	北浦和駅西口	埼玉県警15-5472053	WBK857157K		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/03/02	岩槻駅	不明	S0E037031		
2020/03/02	岩槻駅	不明	WF4A10994		
2020/03/03	岩槻駅	埼玉県警18-8198960	XC171218524		
2020/03/05	浦和美園駅	埼玉県警02-2360020	C52F4543		
2020/03/06	岩槻駅	埼玉県警15-5300376	RQ31623		

合計: 114台

### 保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	R2年3月3日	浦和駅西口	練馬区 あ 19797	ホンダCREA スクーパー	白	吉野原保管所	AF56-1103456
2	R2年3月3日	浦和駅西口	浦和区 さ 3906	ホンダタクト	銀	吉野原保管所	AF79-1317252
3	R2年3月4日	浦和駅西口	緑区 さ 205	ヤマハ ビーノ	茶/白	吉野原保管所	A37J-405933
4	R2年3月6日	岩槻駅	岩槻区 あ 6739	ヤマハ ジョグ	茶	吉野原保管所	A36J-620079

**さいたま市告示第432号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区宮原町一丁目533番1、533番3、533番4

さいたま市北区宮原町二丁目59番1、59番3（第二工区・全工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

埼玉県北足立郡伊奈町小室1035-2

社会福祉法人 悠々会 理事長 山岸 祐子

3 許可番号

令和2年 2月 6日

第変-N2019030号

4 検査済証番号

令和2年 3月12日

第完2N2019030号

**さいたま市告示第433号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

担当 さいたま市役所財政局 北部市税事務所納税課

電話 048（646）3049



## さいたま市告示第434号

East Japan round trip campaign 事業実施業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。

つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和2年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

East Japan round trip campaign 事業実施業務

#### (2) 履行場所

さいたま市及び連携自治体外

#### (3) 提案限度額

5,580,000円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (4) 業務概要

東京2020大会期間中等、本市及び東日本連携都市への周遊を促すキャンペーンを実施することにより、誘客促進及び連携自治体の認知度の向上を図る。

#### (5) 履行期間

契約締結日から令和2年10月30日（金）まで

（ただし、提案内容によって日付の変更は可能とする。）本業務の契約は令和2年度予算の議決を条件とする。

### 2 企画提案書の提出の資格に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) この告示をした日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「イベント／催事」、受注希望業務「イベント／企画・運営」に登載されていること。

(2) この告示をした日から企画提案書等提出期限までの間に、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

### 3 実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、実施要項等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市観光国際課  
電話 048（829）1365

イ さいたま市のホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p070852.html>

（以下、ホームページとはこの URL を指す）。

(2) 配布期間

令和2年3月13日（金）から令和2年3月27日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。））を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和2年3月13日（金）から令和2年3月25日（水）まで

(2) 提出書式

所定の書式（様式1）をホームページからダウンロードの上、必要事項を記入し、電子メール（宛先：kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp）にて提出すること。なお、電話での質問には応じない。質問書の送信後、3(1)アへ電話による到着確認すること。確認電話の受付時間は、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

また、質問のない場合は、提出する必要はない。

(3) 質問書の回答

令和2年3月27日（金）を目途にホームページ上にて公開する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 誓約書（様式3）

ウ 企画提案書表紙（様式4）

エ 提案内容（様式は任意）

オ 会社概要（様式は任意）

カ 業務工程表（様式は任意）

キ 業務経歴書（様式5）

ク 業務の実施体制調書（様式6）

ケ 見積書（様式は任意）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ア 受付期間

令和2年4月10日（金）の午後5時まで

イ 提出場所

「8 連絡先」に記載のとおり

ウ 郵送による場合

①受領期間

令和2年4月9日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む）により提出すること。

企画提案書等の郵送後、3(1)アへ電話による連絡をすること。受付時間は、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

②送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市観光国際課

(3) 無効となる企画提案書等

次の企画提案書等は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

6 事業者選定の方法

応募資格要件を審査の上、提出された企画提案書の内容により書類審査を行う。

ア 日時

令和2年4月13日（月）

イ 結果通知

令和2年4月16日（木）以降に電子メールにて通知する。

7 その他

(1) 企画提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 詳細は、実施要項による。

8 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市観光国際課

電話 048(829)1365

FAX 048(829)1944

メールアドレス [kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp](mailto:kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp)